

平成23年度決算に係る

定期監査調書

平成24年7月

中部総合事務所福祉保健局

## 目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1頁
3	組織及び業務調べ	1頁
4	職員の定員、現員調べ	2頁
5	役付職員の調べ	2頁
6	主な事業に関する調べ	3頁
7	収入証紙取扱額調べ	7頁
8	収入事務処理状況調べ	8頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	11頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	13頁
11	不納欠損額調べ	13頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	14頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	21頁
14	財産に関する調べ	22頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
	(3) 債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	23頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	24頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	24頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車(二輪を除く)の管理状況調べ	24頁
19	寄附物件の受納状況調べ	24頁
20	備品の処分状況調べ	24頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	24頁

[福祉保健局共通個別事項]

22	介護保険・介護サービス事業の状況	25頁
	(1) 介護サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
23	障害福祉サービス事業の状況	27頁
	(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況	
	(2) 障害福祉サービス提供事業者に対する指導監査の状況	
24	福祉等の相談状況	29頁
	(1) 福祉と保健に関する相談状況	
	(2) 心と女性に関する相談状況	
25	障がい者福祉の状況	29頁
	(1) 身体障がい者福祉の状況	
	(2) 知的障がい者福祉の状況	
	(3) 精神障がい者福祉の状況	
26	児童福祉の状況	31頁
	(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況	
	(2) 母子世帯の施設入所状況	
27	母子及び寡婦福祉業務の状況	33頁
	(1) 母子自立支援員活動状況	
	(2) 母子自立支援プログラム策定員活動状況	
	(3) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
	(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況	
28	生活保護業務	37頁
	(1) 保護申請等の状況	
	(2) 保護の状況	
29	社会福祉法人等に対する指導監査の状況	38頁
30	健康に関する事業の実施状況	41頁
	(1) 健康づくり文化創造事業	
	(2) 女性の健康づくり支援事業	
	(3) 母子保健事業	
	(4) 思春期保健事業	
	(5) 母子医療給付状況	
	(6) 不妊治療助成金交付事業	
	(7) 食育推進普及事業	
	(8) 歯科保健事業	
	(9) がん対策推進事業	
31	医療施設等の検査等の状況	46頁
	(1) 医療関係施設の立入検査の状況	
	(2) 薬事監視の状況	
32	感染症等に関する業務の状況	48頁
	(1) 結核予防の状況	
	(2) 感染症の発生等の状況(結核を除く)	
	(3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況	

33	原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況	49頁
34	難病患者の状況	49頁
35	身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況	50頁
36	身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	50頁
	(1) 内容別相談状況	
	(2) 判定状況	
37	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	51頁
38	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	51頁
	(1) 内容別相談状況	
	(2) 判定状況	
39	意見、要望等	52頁
	(1) 業務に関する意見・要望等	
	(2) 監査委員事務局に対する要望等	

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項  
該当なし

(2) 監査意見  
該当なし

2 前年度議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況  
該当なし

3 組織及び業務調べ

課 名	係(担当)名	課の主な所掌事務
福祉企画課	指導支援係	(1) 社会福祉施設及び児童福祉施設の指導監査に関すること (2) 福祉のまちづくりの推進に関すること (3) 社会福祉統計に関すること
	高齢者支援係	(1) 介護保険に関すること (2) 民生委員及び児童委員に関すること (3) 老人の福祉に関すること
福祉支援課	保護係	(1) 生活保護に関すること (2) 生活保護法に基づく医療機関の指導に関すること (3) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること
	母子支援係	(1) 児童の福祉に関すること (2) 母子及び寡婦の福祉に関すること (3) 助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護に関すること
障がい者支援課	障がい者支援係	(1) 身体障がい者及び知的障がい者の福祉に関すること (2) 障がい者福祉に係る連絡調整に関すること (3) 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所に関すること
	心と女性の相談室	(1) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること (2) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること (3) ひきこもり等の心の健康に係る相談に関すること (4) 婦人相談所に関すること
健康支援課	医薬・疾病対策室	(1) 医療法及び薬事法の施行に関すること (2) 麻薬類、向精神薬、覚せい剤及び毒劇物の指導及び取締りに関すること (3) 感染症その他の疾病の予防に関すること
	がん対策・健康づくり支援担当	(1) がん対策に関すること (2) 健康増進対策に関すること (3) 生活習慣病の対策に関すること (4) 栄養の改善及び指導に関すること (5) 歯科保健に関すること

4 職員の定員、現員調べ

(平成24年4月1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
		当該年度	23.4.1現在	当該年度	23.4.1現在	当該年度	23.4.1現在	当該年度	23.4.1現在	
定員		26	27	15	15	1	1	42	43	
現員		(2) 28	(3) 30	(1) 15	(0) 15	(1) 1	(1) 1	(4) 44	(4) 46	・定員42(休職1を含む) ・育児休業職員3 ・休職1 欠員△1 ・計(現員)44 ・育休代替2
過不足(△)		2	3	-	-	-	-	2	3	
臨時職員		-	-	-	-	-	-	-	-	
非常勤職員		10	11	4	4	-	-	14	15	・就労支援専門員1 ・母子自立支援員1 ・母子寡婦福祉資金償還協力員1 ・歯科衛生士1 ・事務非常勤7(産休1) ・嘱託医師3

注 育児休業、休職中の職員についても現員に含め、その人数を上段に( )書きしている。

5 役付職員の調べ

(平成24年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
福祉保健局長	(兼) 渡部 哲哉	2年 3月	兼務 中部福祉事務所長、中部身体障害者更生相談所長、中部知的障害者更生相談所長、婦人相談所次長
副局長	(兼) 澤谷 弘道	1 3	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事
副局長	(兼) 吉田 良平	5 11	兼務 倉吉保健所長、中部身体障害者更生相談所参事、中部総合事務所生活環境局副局長
福祉企画課 課長補佐	(兼) 宮脇 睦子	1 3	兼務 中部福祉事務所主幹、倉吉保健所主幹
福祉支援課 課長	(兼) 井上 和之	3 3	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事
" 課長補佐	(兼) 田村 照幸	2 3	兼務 中部福祉事務所主幹、倉吉保健所主幹
障がい者支援課 課長	(兼) 花川 治応	1 3	兼務 中部福祉事務所参事、倉吉保健所参事、中部身体障害者更生相談所参事、中部知的障害者更生相談所参事、婦人相談所参事
" 課長補佐	(兼) 大下 早苗	2 3	兼務 中部福祉事務所主幹、倉吉保健所主幹、中部身体障害者更生相談所主幹、中部知的障害者更生相談所主幹
" 室長	(兼) 米原 祐子	3 3	兼務 中部福祉事務所主幹、倉吉保健所主幹、中部身体障害者更生相談所主幹、中部知的障害者更生相談所主幹、婦人相談所主幹
健康支援課 課長	(兼) 長谷川ゆかり	- 3	兼務 倉吉保健所参事
" 課長補佐	(兼) 福村 郁雄	1 3	兼務 倉吉保健所主幹
" 課長補佐	(兼) 角野 幸恵	2 3	兼務 倉吉保健所主幹
" 室長	(兼) 坂本 裕子	1 3	兼務 倉吉保健所主幹

6 主な事業に関する調べ

事業名	概 要
<p>「支え愛」によるまちづくり事業</p> <p>決算（見込）額 その他 82千円</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で支え合う力が弱くなる一方で、地域で支援を必要とする人はますます増えている。特に、高齢化率の高い中部においては、独居高齢者等に係る買い物や交通手段等の確保、日々の見守りや災害時の対応など、地域で支え合う体制づくりを促進して、誰もが暮らしやすい地域づくりを進める。</li> </ul> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県として「支え愛まちづくり」をアジェンダの柱に位置づけて要援護者対策を展開しており、中部では、平成23年度から地域「支え愛」の事業実施主体である市町等との意見交換、イベント開催による気運醸成、優良事例の紹介等を通じて管内における見守り体制の強化に取り組んでいる。</li> </ul> <p>&lt;平成23年度 of 取組内容&gt;</p>
項目	概 要
市町担当課長会議等	<p>高齢者の見守り等に係る各市町の取組状況について情報共有するとともに、中部管内の課題について協議した。</p> <p>「福祉有償運送制度」、「五人組制度 ※1」、「社会福祉施設との災害時協定 ※2」等を重点に検討。</p> <p>※1 高齢者の閉じこもり防止等を目的に、65歳以上の高齢者で構成する5人以上のサークルによる仲間づくりを町が支援する制度</p> <p>※2 災害時に要援護者の避難所として社会福祉施設を使用することに係る市町と社会福祉法人等との協定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当課長会議（7月、2月）</li> <li>・担当国会議（8月）</li> </ul>
県内先進事例視察	<p>中部管内の市町と合同で県内先進事例の視察を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日：10月28日（金）</li> <li>・場所：南部町役場</li> <li>・参加者：12名（市町の行政職員・社会福祉士、財団法人の中山間地域支援員、県職員）</li> <li>・内 容：南部町の公共交通に係る取組について、「あいのわ銀行」の取組について</li> </ul>
見守り連携フォーラム	<p>民生委員等の地域「支え愛」の支援者を対象に、高齢者の見守り支援事例等を紹介した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日：9月7日（水）</li> <li>・場所：倉吉未来中心セミナールーム3</li> <li>・参加者数：約150名</li> </ul> <p>・事例発表の内容</p> <p>あつたか見守隊による認知症患者等の見守り（倉吉市） 竹田生活交通の取組（三朝町） 高齢者サークルの活動状況について（琴浦町） 除雪支援を通じた集落内の支え合い（琴浦町）</p>
<p>○将来ビジョン</p> <p>V 支え合う</p> <p>(3) 高齢の方や障がいのある方、支えを必要とされる方が地域・社会の中で「質の高い生活」を送る</p> <p>○政策項目</p> <p>III 暮らしに安心</p> <p>5. 「支え愛」まちづくりの展開</p>	<p>イ 平成23年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良事例紹介による取組の拡大</li> </ul> <p>ウ 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラムの開催等を通じ、中部地区における地域「支え愛」の気運醸成が図られ、5人組制度が新たに北栄町で展開される等となった。</li> <li>・市町担当課長会議等での検討により、災害時の要援護者対策を今後の主要課題として位置づけ市町と社会福祉施設との協定締結を早急に進めることを確認し、早速倉吉市では協定締結に向けた関係者の協議が開始された。</li> </ul> <p>エ 課 題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①災害時の要援護者対策 →「市町と社会福祉施設との災害時協定」の締結を早期に働きかけ、災害時の要援護者対策を図る必要がある。</li> <li>②更なる気運醸成 →圏域内の「支え愛」に係る市町担当者や支援者等の更なる気運の醸成と行動につながるような取組が必要である。</li> <li>③補助金制度の活用促進 →活動を盛り上げるため、地域「支え愛」活動の立ち上げ支援等に係る補助金の活用を図る必要がある。</li> </ol>

事業名	概	要
<p>町福祉事務所に係る支援</p> <p>決算（見込）額 一 千円</p> <p>○政策項目 1 パートナー県政 5.ハイブリッド行政の展開</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア)目的 福祉事務所を設置した町の円滑な運営及び今後設置予定の円滑な町福祉事務所の設置を進める。</p> <p>(イ)事業の実施状況</p> <p>①平成23年4月に町福祉事務所を設置した湯梨浜町及び北栄町に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課長、係長等を町職員として併任させ、診断会議等にオブザーバーとして参加し助言するとともに、対応困難ケースについては同行訪問した。</li> <li>・ 被保護者の自立を促進するため就労支援専門員を町職員として併任させ、従前どおり両町のケースについても対応した。</li> </ul> <p>②平成24年4月に町福祉事務所を設置する琴浦町に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町職員4名に県職員の兼務辞令を発令した。</li> <li>・ うち2名を研修生として当局福祉支援課に受け入れ生活保護のケースワーカーとしての実務研修を行った。</li> </ul> <p>受入期間 6月から2月までの9か月間</p> <p>〔引継ぎした事務〕 生活保護（琴浦町118世帯）、母子保護、特別障害者手当等支給事務</p> <p>③合同の研究会・研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケース研究会を倉吉市・湯梨浜町・北栄町福祉事務所と合同で実施し、琴浦町の担当職員にも参加してもらい、資質の向上に努めた。</li> </ul> <p>実施回数…5回</p> <p>④中部圏域福祉事務所長連絡会議の開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各福祉事務所が生活保護等の業務に関して取扱いに差異が生じないように共通認識を持つため、連絡調整会議を開催した。</li> </ul> <p>開催回数…2回</p> <p>⑤生活保護医療扶助に係る精神科嘱託医審査報酬の共同支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当所と湯梨浜町、北栄町とで報酬の支払いに関する協定書を締結し、毎月分の報酬を当所が一括支払い年度末に町負担金を納付してもらい清算した。</li> </ul> <p>イ 平成23年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>中部圏域福祉事務所長連絡調整会議（2回）を開催し、生活保護に関し取扱いに差異が生じないように共通認識を持つとともに、情報交換を行い生活保護制度の適正運営に努めた。</p> <p>精神科嘱託医の報酬の支払いについて、町と共同施行した。</p> <p>ウ 成 果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町福祉事務所が円滑に業務を遂行できた。</li> <li>・ 就労支援専門員についても各町から辞令を受け、被保護者に対する就労支援も行った。</li> <li>・ 報酬の支払いの共同施行により、当福祉事務所及び町福祉事務所の経費を節減できた。</li> </ul> <p>エ 課 題</p> <p>①福祉事務所が5か所となるため、各福祉事務所が、生活保護等の業務に関し取扱いに差異を生じないように共通のルールを作成し、連携を深めることが必要。</p> <p>②三朝町の福祉事務所設置に対する考え方の確認が必要。</p>	



事業名	概要										
<p>農福連携モデル事業</p> <p>決算額 9,469千円 (財源内訳)</p> <p>一般財源 6千円 緊急雇用分(非常勤職員雇用分) 1,634千円 ふるさと雇用分(マッチングセンター委託料) 7,829千円</p> <p>○将来ビジョン 1 ひらく (3) 就業を希望する人が県内で「いきいきと働ける就業環境」を整備</p> <p>○政策項目 III 暮らしに安心 3. バリアフリー社会の実現</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 ・障がい者就労の場として農業分野を開拓し、障がい者事業所の生産活動の促進と利用者の工賃アップを図る。</p> <p>(イ) 事業の実施状況</p> <p>【事業の仕組み】 ・福祉保健局と農林局が連携して、障がい者事業所の就労支援及び農作業の開拓を行う。 ・事業所と農家間の受委託マッチング支援を行う(鳥取県厚生事業団に委託)。 (平成22年度、平成23年度2年間のモデル事業)</p> <p>【事業の流れ】 ・作業所が受託可能な農作業のリストアップ→農家の掘り起こし(需要聴取)→農作業カルテの作成→事業所への情報提供→マッチングセンターによる調整→農家と事業所の受委託・契約</p> <p>【事業実績】 ( ) 内は平成22年度実績</p> <table border="1" data-bbox="427 864 1449 1066"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>協力農家</th> <th>実施事業所</th> <th>参加障がい者数</th> <th>実施作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34件 (22件)</td> <td>13農家 (11農家)</td> <td>5事業所 (9事業所)</td> <td>延べ804名 (延べ949名)</td> <td>ラッキョウ植付け・根切り、大根・甘藷・葉牡丹・トマト収穫、除草や片付け等 ※(ラッキョウ・白牡丹等の除草、ニンニク分球、甘藷収穫、除草や片付け等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成22年度ニンニク分球作業に7事業所が参加。平成23年度は実績無し。</p> <p>イ 平成23年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>・定期的なPT連絡調整会議の開催や、総合事務所農福データベースの活用等により、PT内での情報共有を行い、スムーズな事業運営に努めた。 ・事業所の事業意欲喚起のため、PTだよりの発行、事業所訪問による情報提供等を行った。</p> <p>ウ 成果</p> <p>・事業を活用した事業所は工賃アップと作業確保ができたこともあり、今後も作業を受託したいと前向きな意向。(他作業含め21→22年度で月800円/人程度アップ。22→23年度で月700円/人程度アップ。)</p> <p>・作業を依頼した農家の反応は概して良好であり、平成22年度に比べ受委託件数、協力農家の増をもたらした。また農家の障がい者への理解が進み、地域の労働力との見方が広がった。 ・協力農家と事業所間で関係が構築され、直接の農作業の受委託が増えつつある。</p> <p>エ 課題</p> <p>・対応可能事業所が少ない、小規模農家が多い等からマッチング件数が増加しにくい。 ・事業所は指導員の人数に限られるために農作業に人員を割きにくい状況がある。 ・事業所と農家の要望、認識のミスマッチ(例)農家:日中の暑い時間帯は避けたい、土日を希望、安価な労働力 事業所:簡単な作業、持ち込み作業、平日日中作業、高報酬)がある。 ・圏域を越えた連携等の動きが希薄。(24年度は鳥取県障害者就労事業振興センターが全県対象でマッチング業務を行うことから、広域に渡る受委託や農業の6次産業化、共同受委託も視野に入れながら事業所の農業参入の促進を図る必要がある。)</p>	実績	協力農家	実施事業所	参加障がい者数	実施作業	34件 (22件)	13農家 (11農家)	5事業所 (9事業所)	延べ804名 (延べ949名)	ラッキョウ植付け・根切り、大根・甘藷・葉牡丹・トマト収穫、除草や片付け等 ※(ラッキョウ・白牡丹等の除草、ニンニク分球、甘藷収穫、除草や片付け等)
実績	協力農家	実施事業所	参加障がい者数	実施作業							
34件 (22件)	13農家 (11農家)	5事業所 (9事業所)	延べ804名 (延べ949名)	ラッキョウ植付け・根切り、大根・甘藷・葉牡丹・トマト収穫、除草や片付け等 ※(ラッキョウ・白牡丹等の除草、ニンニク分球、甘藷収穫、除草や片付け等)							

事業名	概	要
胃がん死亡ゼロのまち中部プロジェクト事業 決算（見込）額 2,027千円 （財源内訳） 国庫補助金 1,013千円 一般財源 1,014千円	ア 目的及び事業の実施状況 （ア）目的 中部地区の胃がん死亡率は、他圏域に比べて高く特に男性が高い。また、胃がん検診受診率は低く、中でも胃がん発見率の高い胃内視鏡検診の受診率は東・西部の3分の1以下である。 このことから、管内1市4町、地域がん診療連携拠点病院（厚生病院）、中部医師会と連携し胃がん検診受診率の向上を図り、中部地区における胃がん死亡率を減少させるための取組を実施する。（平成23年度から3年間のモデル事業） （イ）事業の実施状況 【目標】胃がん検診受診率アップと胃内視鏡検診の普及を図る。 【具体的目標】 ①胃がん検診受診率 → 対前年度の3割アップ 目標（H20 16.8%を基準） H23 21.8%      H24 25.9% → H25 33.6% [実績見込] 19.8% （H20から、約2割 [1,162人] 増） ②毎年受診による早期発見。特に前年度未受診者の受診を促進 ③要精検未受診者の受診勧奨 → 精検受診率100%を目指す	
	<b>事業の概要</b>	<b>実施状況</b>
医師の技術向上のための研修と精度管理	胃がん内視鏡検査テクニック研修及び症例検討会 [対象者] 胃がん検診精密登録医療機関の医師 [内容] 症例検討	・開催回数：2回（7月、11月） ・出席者：延べ69人
中部医師会と連携した胃内視鏡が身近で受けられる体制づくり	○かかりつけ医研修の実施 [内容] 中部地区の胃がん検診の実態と重症化例の紹介 ○かかりつけ医等が配布する受診勧奨用ポスター・チラシの作成、配布	・開催回数：1回（5月） ・出席者：29人 ・配布先（医療機関、商工会議所、商工会、市町等） ・配布枚数    チラシ 12,000枚 ポスター 100枚
胃がん検診受診、胃内視鏡検診の有効性について県民への啓発	○元気トリピーや中部ゆるキャラによるケーブルテレビCMの放送 ○人形劇による受診勧奨啓発DVDの作成 ○中部地区胃がん死亡ゼロのまち強化月間の実施 ○健康づくり推進員等に対する胃がん検診推進研修会の実施	・放送時期：5月、9月、12月の各1か月間 ・市町の健康教育に活用 ・実施時期：5月、9月の各1か月間 ・各市町での一斉啓発 ・1市4町を巡回する推進キャラバン（9月実施、啓発物配布数：1,000部） ・厚生病院医師の市町巡回講演（9回） ・胃がん受診啓発人形劇の実施（場所：倉吉交流プラザ）
胃がん検診推進方策の検討	中部地区胃がん検診推進連絡会の開催 [メンバー] 中部医師会、地域がん診療連携拠点病院、企業代表、商工会議所・商工会、住民代表等	開催回数：2回（5月、1月）
○将来ビジョン V 支え合う （4）「安心医療体制」構築と「健康づくり文化」の創造 ○政策項目 III 暮らしに安心 6. がん対策の戦略的推進	イ 平成23年度実施に当たりに改善等に取り組んだ点 ・住民に対し、中部地区の胃がん検診の実態と受診の必要性について、わかりやすく伝える媒体（チラシや人形劇によるDVD）を作成し啓発した。 ・管内1市4町および中部医師会、厚生病院と局が連携し共通の課題にむけ事業に取り組んだ。 ・福祉保健局吉田副局長による、かかりつけ医（管内全ての内科診療所49機関）の個別訪問を実施し、医師からの受診勧奨を依頼した。 ウ 成果 ・受診率の向上が図れた。 H23年度受診率：19.8%：H20年度の2割アップ（胃内視鏡受診率：H20年度の6割アップ） ・かかりつけ医に、中部地区の胃がん検診の実態や重症化例について理解していただき、受診勧奨が促進された。 ・厚生病院医師による市町巡回講演が住民への意識改革となり、効果的であった。 ・市町との頻回の担当課長会を行うことにより、各市町が独自に事業化（三朝町の健康マイレージ事業等）を進める等、積極的に取り組むことができた。 エ 課題 ・職域での胃がん検診の普及啓発を図り、更なる受診率向上を推進する必要がある。 ・中部地区の胃内視鏡検診受診率は、東部西部に比べ3分の1以下であることから、胃内視鏡検診受診の促進を図る必要がある。	

7 収入証紙取扱額調べ

(平成24年3月31日現在)

収入科目				件数	単価 (円)	証紙はりつけ額(円)	備考	
目	節	細節	種別					
民生 手数料	社会福祉 手数料	老人保健施設開設 許可等手数料	介護老人保健施設の変更の許可	2	33,000	66,000	(13の2)	
		計 (節)		2		66,000		
	目 計			2		66,000		
衛生 手数料	衛生 手数料	衛生事業許可等 手数料 (医療政策課分)	准看護師の免許	16	5,600	89,600	(19)	
			准看護師免許証の書換え交付	4	3,400	13,600	(23)	
			准看護師免許証の再交付	2	4,100	8,200	(24)	
			診療所の開設の許可	2	18,000	36,000	(25)イ	
			病院の検査	8	43,000	344,000	(26)ア	
		医療政策課分 小計			32		491,400	
		衛生事業許可等 手数料 (医療指導課分)	毒物又は劇物の販売業の登録	2	14,700	29,400	(28)イ	
			毒物又は劇物の販売業の登録の更新	16	6,400	102,400	(30)イ	
			毒物劇物取扱者試験の実施	18	10,500	189,000	(31)	
			麻薬卸売業者の免許	3	14,600	43,800	(41)ア	
			麻薬小売業者等の免許	141	3,900	549,900	(41)イ	
			薬局の開設の許可	2	29,000	58,000	(50)	
			薬局の開設の許可の更新	14	11,000	154,000	(51)	
			医薬品の販売の許可	10	29,000	290,000	(52)	
			医薬品の販売の許可の更新	7	11,000	77,000	(53)	
			配置販売従事者の身分証明書の交付	13	7,100	92,300	(55)ア	
			一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施	16	14,000	224,000	(55の2)	
			医薬品の販売又は授与に従事する者の登録	4	7,100	28,400	(55の3)	
			薬局製造販売業の許可の更新	2	4,000	8,000	(55の9) 1 (3)	
			薬局製造業の許可の更新	2	5,600	11,200	(57) 1 (4)	
		販売従事登録証の書換え交付	2	2,000	4,000	(66の3)		
		医療指導課分 小計			252		1,861,400	
		計 (細節)			284		2,352,800	
		栄養士免許等 手数料	栄養士の免許	15	5,600	84,000	(67)	
			栄養士免許証の書換え交付	8	3,200	25,600	(68)	
			栄養士免許証の再交付	1	3,600	3,600	(69)	
		計 (細節)			24		113,200	
計 (節)			308		2,466,000			
目 計			308		2,466,000			
合 計			310		2,532,000			

(注) 備考欄は、「鳥取県手数料徴収条例」第2条の号数である。

8 収入事務処理状況調べ

(平成24年3月31日現在)

(1) 分担金及び負担金

(単位:円)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節							
民生費負担金	社会福祉費負担金	55	675,500	675,500	0	0	知的障害者福祉法	
	児童福祉費負担金	12	19,200	17,600	0	1,600	児童福祉法	
	目計	67	694,700	693,100	0	1,600		
衛生費負担金	公衆衛生費負担金	44	568,200	568,200	0	0	母子保健法	
	目計	44	568,200	568,200	0	0		
	合計	111	1,262,900	1,261,300	0	1,600		

(2) 使用料

該当なし

(3) 手数料

(平成24年3月31日現在)

(単位:円)

収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節							
手数料	衛生手数料	62	26,040	26,040	0	0	鳥取県保健所条例	
	目計	62	26,040	26,040	0	0		

(4) 財産収入

該当なし

## (5) 諸収入

(平成24年3月31日現在)

(一般会計)

(単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	細節							
		コピー代	10	170	170	0	0	中部総合事務所納税証明書等のコピーに係る処理要領	
		公文書開示に伴う費用	1	1,460	1,460	0	0	鳥取県情報公開条例	
		自動車事故の物的損害賠償(相殺後)	1	173,905	173,905	0	0	公用車による自動車事故に係る今後の事務処理方針について(通知)	
雑入	雑入	平成22年度介護職員処遇改善交付金にかかる返納金	3	4,317,022	4,317,022	0	0	介護職員処遇改善交付金事業実施要領	障がい福祉課分
		平成22年度介護職員処遇改善交付金にかかる返納金	5	3,719,938	3,719,938	0	0	介護職員処遇改善交付金事業実施要領	長寿社会課分
		高等技能訓練促進費過支給返納	11	211,500	0	0	211,500	母子及び寡婦福祉法	
		保護費徴収金及び返還金(返還金)	363	3,057,583	862,652	0	2,194,931	生活保護法第63条	
		保護費徴収金及び返還金(徴収金)	374	3,981,360	817,364	0	3,163,996	生活保護法第78条	
		生活保護医療扶助審査報酬町負担	2	162,840	0	0	162,840	湯梨浜町・北栄町との協定書	
		合計	770	15,625,778	9,892,511	0	5,733,267		

(平成24年3月31日現在)

(単位:円)

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
	節	細節							
母子寡婦福祉資金貸付金 元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金 元利収入	母子福祉資金貸付金 元利収入	2,984	25,257,359	16,768,649	0	8,488,710	母子及び寡婦福祉法	
		寡婦福祉資金貸付金 元利収入	145	1,176,972	884,535	0	292,437	同上	
		目計	3,129	26,434,331	17,653,184	0	8,781,147		
雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入	81	257,972	29,040	0	228,932	母子及び寡婦福祉法	
		寡婦福祉資金貸付金雑入	0	0	0	0	0	同上	
		目計	81	257,972	29,040	0	228,932		
合計			3,210	26,692,303	17,682,224	0	9,010,079		

(6) 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(平成24年3月31日現在)

(単位:円)

収入科目(節)	収入済額	備考
公衆衛生費負担金	94,900	養育医療負担金
衛生手数料	26,040	文書手数料
雑入(一般会計)	170	コピー代
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	1,998,943	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入
雑入(母子寡婦特会)	17,990	母子福祉資金貸付金雑入
合計	2,138,043 (216件)	

イ つり銭の状況

該当なし

9 収入未済額調べ

(平成24年3月31日現在)

(一般会計)

(単位:円)

収入科目 目	区分		過年度						現年度分			収入未済額 A+B	未收理由	
	節	細節	前年度 以前からの 繰越額	左のうち 収入済額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額 A	収入未済額の調定年度内訳			調定額	収入 未 済 額 B			
							20年度 以前	21年度	22年度					
民生費 負担金	社会福祉費 負担金	障がい者自立支援事 業費負担金	675,500	675,000	0	0	0	0	0	0	0	0		
	児童福祉費 負担金	児童措置費負担金	0	0	0	0	0	0	0	19,200	17,600	1,600	収入年月日 平成24年4月13日	
目 計			675,500	675,000	0	0	0	0	0	19,200	17,600	1,600		
雑 入	雑 入	高等技能訓練促進費 過支給返納	80,000	0	0	80,000	0	0	80,000	131,500	0	131,500	211,500	生活困窮のため
		保護費徴収金及び 返還金(返還金)	1,402,669	34,000	0	1,368,669	838,835	168,600	361,234	1,654,914	828,652	826,262	2,194,931	生活困窮のため
		保護費徴収金及び 返還金(徴収金)	2,791,436	44,000	0	2,747,436	2,065,301	500,400	181,735	1,189,924	773,364	416,560	3,163,996	生活困窮のため
		生活保護医療扶助審 査報酬町負担	0	0	0	0	0	0	0	162,840	0	162,840	162,840	収入年月日 平成24年4月17日
目 計			4,274,105	78,000	0	4,196,105	2,904,136	669,000	622,969	3,139,178	1,602,016	1,537,162	5,733,267	
合 計			4,949,605	753,000	0	4,196,105	2,904,136	669,000	622,969	3,158,378	1,619,616	1,538,762	5,734,867	

(平成24年3月31日現在)

(単位:円)

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

収入科目	区分		過 年 度 分						現 年 度 分			収入未済 額 A+B	未 收 理 由	
	目	節	細節	前年度 以前から の繰越額	左のうち 収入済額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額 A	収入未済額の 20年度 以前	21年度	22年度	収入済額			収 入 未 済 額 B
母子寡婦 福祉資金 貸付金 元利収入	母子寡婦 福祉資金 貸付金 元利収入		母子福祉資金貸付金 元利収入	7,085,268	1,337,071	0	5,748,197	4,463,885	532,886	751,426	18,172,091	2,740,513	8,488,710	生活困窮のため
			寡婦福祉資金貸付金 元利収入	109,010	21,000	0	88,010	0	0	88,010	1,067,962	204,427	292,437	生活困窮のため
			目 計	7,194,278	1,358,071	0	5,836,207	4,463,885	532,886	839,436	19,240,053	2,944,940	8,781,147	
雑 入	雑 入		母子福祉資金貸付金 雑 入	253,162	25,790	0	227,372	225,452	0	1,920	4,810	1,560	228,932	生活困窮のため
			目 計	253,162	25,790	0	227,372	225,452	0	1,920	4,810	1,560	228,932	
			合 計	7,447,440	1,383,861	0	6,063,579	4,689,337	532,886	841,356	19,244,863	2,946,500	9,010,079	



10 未収金回収促進のための取り組み状況調べ  
(一般会計)

収入科目			債権管理 事務取扱 要領の作 成の有無	取り組み状況	取り組み効果
目	節	細節			
雑入	雑入	高等技能訓練促進費過支給返納	無	(1)平成22年5月に分割納付を一度承認したが、生活困窮のため、平成22年11月に分割納付を再承認した。 (2)本人は学生、本人の母は入院中、本人の祖母は病氣療養中であり、世帯の収入がない状態。	・返還は履行されていない ・生活状況を把握し、納付を促していく。
		保護費徴収金及び返還金	無	(1)督促及び電話・訪問による催告の実施。 (2)保護係長を分任出納員に任命し、徴収業務に当たさせた。 (3)履行が滞っている債務者については、課長補佐との同行により強く履行を求めた。	・過年度分の返還が一部履行された。  【過年度分返還実績】 13件 78,000円

(母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計)

収入科目			債権管理 事務取扱 要領の作 成の有無	取り組み状況	取り組み効果
目	節	細節			
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	母子福祉資金貸付金元利収入	有	(1)滞納初期段階における迅速な生活状況の把握及び償還指導の実施 (2)滞納者を納付状況別に分類し、滞納者個々に応じた徴収方法の検討。 (3)滞納者への分割納付指導。 (4)貸付決定時及び最終学年在学時における借主及び連帯借主に対する償還指導 (5)月賦償還、口座振替の推進 (6)平成23年度からは、弁護士委託による債権回収を実施。	・滞納初期段階において、借主の生活状況等を早期に把握し、償還指導等を行うことにより、多額の滞納金の発生を防ぐことができた。  ・借主及び連帯借主と貸付時及び最終学年在学時に面接することにより、償還に対する意識付けをすることができ、滞納金の発生を未然に防ぐことにつながった。
		寡婦福祉資金貸付金元利収入			
雑入	雑入	母子福祉資金貸付金雑入			

11 不納欠損額調べ

該当なし

12 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

(平成24年3月31日現在)

(単位：円)

予算科目 (目)	予算額 令達額	負担金の 名称	支出先	負担率	支出年月日	支出 金額	支出の根拠法令名等 (規約、要領等を含む)	備考
身体障がい者福祉費 (支出額が10万円 未満のもの)	7,000				H23.9.30	7,000		
目 計	7,000					7,000		
知的障がい者福祉費 (支出額が10万円 未満のもの)	8,000				H23.8.31	8,000		
目 計	8,000					8,000		
合 計	15,000					15,000		

(2)補助金  
 予算科目 (障がい者自立支援事業費)

① 国 補 分 該 当 な し

(平成24年3月31日現在)

② 単 県 分

(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備 考	
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月日	金 額		
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日					
鳥取県小規模作業 所運営費補助金 (平成17年度) 民間福祉団体等が 設置運営する法定 外の小規模作業所 の運営経費を補助 する市町に助成を行 うとともに、その整備 促進を図る。	倉吉市	全 部	4,555,400		—		概算払	H23.7.5	1,815,000		
				(H23.4.28)			概算払	H24.2.21	234,000		
			(補助率:1/2)	H24.1.31	—						
				2,277,000	(H23.5.18)						
				H24.2.13			計		2,049,000		
単 県 分 計									2,049,000		
表の補足説明	・「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の( )書きは、変更に係るものの当初の年月日である。										

予算科目 (児童福祉総務費)

① 国 補 分 該当なし

(平成24年3月31日現在)

② 単 県 分

(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備 考
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月日	金 額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日				
鳥取県産休等代替 職員費補助金  (平成17年度から単県)	倉吉市		1,440,000		—		計		0	
			(補助率:単価制)	(H23.6.30) H24.3.9	—					
				(H23.8.2) H24.3.23						
児童福祉施設の職員 が出産又は傷病 のため長期休暇を 必要とする際に、代 替職員を臨時で任 用する経費に対する 補助金	琴浦町		630,000		—	H23.9.12	精算払	H23.9.22	630,000	
			(補助率:単価制)	H23.6.21	—					
	琴浦町		630,000	H23.7.25	H23.8.12	H23.9.9	計		630,000	
			(補助率:単価制)	H23.8.15	—					
	琴浦町		90,000		—	H23.10.26	精算払	H23.11.8	90,000	
			(補助率:単価制)	H23.9.13	H23.9.21	H23.10.25	計		90,000	
	琴浦町		360,000		—	H24.2.20	精算払	H24.2.29	360,000	
			(補助率:単価制)	H23.11.8	H24.2.7	H24.2.17	計		360,000	
	北栄町		180,000		—	H23.7.22	精算払	H23.8.8	180,000	
			(補助率:単価制)	H23.6.16	H23.6.20	H23.7.22	計		180,000	
	北栄町		810,000		—		計		0	
			(補助率:単価制)	(H23.8.18) (H23.10.28) H24.3.9	—					
			(H23.9.12) (H23.11.21) H24.3.23	H24.3.26						
(社福) 湯梨浜町社会 福祉協議会		270,000		—	H23.8.4	概算払	H23.6.30	270,000		
		(補助率:単価制)	H23.6.16	H23.7.21	H23.8.4	計		270,000		
(社福) うわなだ福祉 会		900,000		—		概算払	H23.8.2	360,000		
		(補助率:単価制)	(H23.6.14) H23.8.9	—		概算払	H23.11.30	360,000		
		900,000	(H23.7.14) H23.9.8			計		720,000		
(社福) 倉吉愛児園		900,000		—	H24.3.21	概算払	H23.11.8	720,000		
		(補助率:単価制)	H23.6.24	—		精算払	H24.3.30	180,000		
		900,000	H23.7.25	H24.3.5	H24.3.21	計		900,000		

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備 考	
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月日	金 額		
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日					
	(社福) 倉吉東福祉会		630,000		—	H24.2.2	概算払 概算払 精算払	H23.8.31 H23.10.28 H24.2.20	270,000 270,000 90,000		
			(補助率:単価制)	(H23.6.27)	—						
				H23.9.12							
				630,000	H23.10.18	H24.1.18	H24.2.2	計		630,000	
	(社福) 因伯子供学園			360,000		—	H24.1.26	概算払	H23.9.30	360,000	
				(補助率:単価制)	H23.8.11	—					
					H23.9.12	H24.1.18	H24.1.26				
				360,000				計		360,000	
	(社福) 太養保育園			270,000		—	H24.2.22	概算払	H23.10.11	270,000	
				(補助率:単価制)	H23.8.29	—					
					H23.9.27	H24.1.16	H24.2.22				
				270,000				計		270,000	
	(社福) わかば福祉会			450,000		—	H24.3.9	概算払 精算払	H23.11.11 H24.3.23	360,000 90,000	
				(補助率:単価制)	H23.10.12	—					
					H23.10.28	H24.2.29	H24.3.9				
				450,000				計		450,000	
	(社福) あゆみ会			360,000		—		概算払	H24.1.6	270,000	
				(補助率:単価制)	H23.11.10	—					
					H23.12.9						
				360,000				計		270,000	
鳥取県多子世帯保 育料軽減子育て支 援事業費補助金  (平成6年度創設、 平成21年度名称改 正)  第3子以降等の保育 料軽減を行う市町に 対する補助金	倉吉市		92,633,820		—		概算払	H23.9.6	20,584,000		
			(補助率:1/3)	H23.6.29	—						
				H23.8.25							
				30,877,000				計		20,584,000	
	三朝町			16,032,850		—		概算払	H23.9.6	3,373,000	
				(補助率:1/3)	(H23.6.28)	—					
					(23.8.25)						
				5,344,000				計		3,373,000	
	湯梨浜町			40,188,090		—		概算払	H23.9.6	8,126,000	
				(補助率:1/3)	(23.6.27)	—					
					H24.2.10						
				13,396,000				計		8,126,000	
	琴浦町			53,575,320		—		概算払	H23.9.6	11,905,000	
				(補助率:1/3)	H23.6.24	—					
					H23.8.25						
				17,858,000				計		11,905,000	
	北栄町			34,944,060		—		概算払	H23.9.6	7,510,000	
				(補助率:1/3)	(23.6.29)	—					
					H24.2.8						
				11,648,000				計		7,510,000	

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備考
				交付申請 年月日	完了年月日	検査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月日	金額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日				
保育サービス多 化促進事業費補助 金 (平成12年度)	倉吉市	一部	33,819,390		—		概算払	H23.9.16	5,117,000	
			(補助率:1/3,1/2)	(H23.8.5) (H23.12.13) H24.1.31	—		概算払	H24.1.20	2,484,000	
			12,021,000	(H23.9.2) (H24.1.13) H24.2.20			計		7,601,000	
障がい児保育、重度 障がい児保育、乳児 保育(私立のみ)を 実施する市町に対 する補助金	三朝町	一部	4,009,500		—		概算払	H23.9.16	890,000	
			(補助率:1/3,1/2)	H23.8.5	—					
	湯梨浜町	一部	1,336,000		—		計		890,000	
			(補助率:1/3,1/2)	H24.9.2						
			14,045,100		—		概算払	H23.9.16	2,178,000	
	琴浦町	一部	(補助率:1/3,1/2)	(H23.7.29) H23.12.14	—		概算払	H24.1.20	942,000	
			4,681,000	(H23.9.2) H24.1.13			計		3,120,000	
			29,379,500		—		概算払	H23.9.16	5,151,000	
	北栄町	一部	(補助率:1/3,1/2)	(H23.8.5) H23.12.14	—		概算払	H24.1.20	1,543,000	
			10,042,000	(H23.9.2) H24.1.13			計		6,694,000	
			19,526,426		—		概算払	H23.9.16	3,985,000	
	鳥取県低年齢児受 入保育所保育士特 別配置事業費補助 金 (平成14年度)	倉吉市	一部	27,464,250		—		概算払	H23.9.6	9,147,000
(補助率:1/2)				H23.6.29	—					
三朝町		一部	13,721,000	H23.8.23			計		9,147,000	
			2,417,250		—		概算払	H23.9.6	614,000	
			(補助率:1/2)	(H23.6.28) H24.2.10	—					
湯梨浜町		一部	1,208,000	(H23.8.23) H24.3.16			計		614,000	
			7,887,000		—		概算払	H23.9.6	2,626,000	
			(補助率:1/2)	H23.6.29	—					
琴浦町		一部	3,939,000	H23.8.23			計		2,626,000	
			9,396,750		—		概算払	H23.9.6	3,130,000	
			(補助率:1/2)	H23.6.24	—					
北栄町		一部	4,695,000	H23.8.23			計		3,130,000	
	7,515,750			—		概算払	H23.9.6	2,564,000		
	(補助率:1/2)		(H23.6.29) H24.2.8	—						
		3,755,000	(H23.8.23) H24.3.16			計		2,564,000		

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費 補助率及び 補助金額	実施計画承認 又は内示年月日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況		備考	
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年 月 日	概算払 精算払 の別	支出年月日		金 額
事業の内容				交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日				
鳥取県災害遺児手 当支給事業費補助 金 (昭和48年度)	倉吉市	一部	700,000		—					
			(補助率: 1/2)	H23.6.20	—					
災害遺児について 手当を支給する市 町に対する補助金	北栄町	一部	350,000		—			計	0	
			(補助率: 1/2)	H23.7.22	—					
			82,000		—					
			(補助率: 1/2)	(H23.6.29) H24.2.8	—					
			41,000		—			計	0	
			(H23.7.28) H24.3.16		—					
鳥取県届出保育施 設等運営事業費補 助金 (平成14年度、 平成21年度名称改 正)	倉吉市	一部	250,000		—					
			(補助率: 単価制)	H23.6.30	—					
届出保育施設等 に助成する市町 に対する補助金	北栄町	一部	250,000		—			計	0	
			(補助率: 単価制)	H23.7.26	—					
			150,000		—					
			(補助率: 単価制)	(H23.6.24) H24.3.26	—					
			150,000		—			計	0	
			(H23.7.26) H24.3.29		—					
単 県 分 計									96,999,000	
表の補足説明	・「交付申請年月日」及び「交付決定年月日」欄の( )書きは、変更に係るものの当初の年月日である。									

(3) 交付金 該当なし

## (4) 委託料

(平成24年3月31日現在) (単位:円)

予算科目 (目)	国補 単 費 の 別	委託料の名称	委託契約の相手方	当初契約			入札等 (契約年度) 年月日		完了年月日		支出区分	支出 年月日	金 額	備 考
				予定価格	(契約年月日) 契約額	契約期間	(契約年月日) 契約形態	年月日	年月日					
										(契約年月日) 契約額				
児童措置費	国補	母子生活支援施設 措置委託料	(社)福)倉吉東福社会 [倉明園]	児童入所施設 措置費	(H23.4.1) 厚生労働省の定める 支弁基準	H23.4.1 ~ H24.3.31	(免除)	H24.3.31	H23.4.20外	6,826,580	地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ納入することが できない。			
				児童入所施設 措置費	(H23.4.1) 厚生労働省の定める 支弁基準	H23.4.1 ~ H24.3.31	(免除)	H24.3.31	H23.4.20外	1,984,888	地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ納入することが できない。			
				児童入所施設 措置費	(H23.4.1) 厚生労働省の定める 支弁基準	H23.4.1 ~ H24.3.31	(免除)	H24.3.31	H23.4.20外	2,818,708	地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ納入することが できない。			
				児童入所施設 措置費	(H23.4.1) 厚生労働省の定める 支弁基準	H23.4.1 ~ H24.3.31	(免除)	H24.3.31	H23.4.20外	2,016,884	地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ納入することが できない。			
				児童入所施設 措置費	(H23.4.1) 厚生労働省の定める 支弁基準	H23.4.1 ~ H24.3.31	(免除)	H24.3.31	H23.4.20外	3,487,096	地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ納入することが できない。			
目 計									17,134,156					
生活保護総務費(予定 価格が20万円未満のもの)												23,446		
目 計												23,446		
公衆衛生 総務費	国補	原爆被爆者 健康診断委託	(社)鳥取県 中部医師会	(H23.5.23) 4,946円/件外	H23.5.23 ~ H24.3.31	(免除)	H24.3.31	H23.7.13外	643,140	地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ納入することが できない。				
目 計									643,140			643,140		
結核対策費(予定価格 が20万円未満のもの)												362,495		
目 計												362,495		
精神衛生費(予定価格 が20万円未満のもの)												190,800		
目 計												190,800		



予算科目 (目)	国補 単 の 別	委託料の名称	委託契約の相手方	当初契約			入札等 年月日 (契約締結日付 年月日)	支出の状況		備 考		
				予定価格	(契約年月日) 契約額 変更契約(最終)	契約 期間		完了年月日	支出区分		支 出 年 月 日	金 額
特定疾患対策費	国補	在宅人工呼吸器使 用特定疾患患者訪 問看護治療研究事 業委託	(医)清和会	(H23.4.1) 8,450円/件外	H23.4.1 ~ H24.3.31	(免除)	H24.3.31	精	H23.5.24外	1,461,850	地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ納入することが できない。	
		在宅重症難病患者 一時入院支援事業 委託	県立厚生病院	(H23.4.1) 18,670円/件外	H23.4.1 ~ H24.3.31	(免除)	H24.3.31	精	H23.7.27外	298,720	地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ納入することが できない。	
目 計										1,760,570		
生活習慣病予防対策費	単県	中部地区胃がん検 診受診券発行に係る予 レビコミュニケーション広 告制作業務委託	(株)ウェブプラン 鳥取支社	(H23.4.25) 1,570,800円	H23.4.25 ~ H23.12.31	(免除)	H23.12.31	精	H24.1.20	1,570,800	(企画コンベンション実施) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ納入することが できない。	
予定価格が20万円未 満のもの										205,302		
目 計										1,776,102		
保健所費(予定価格が 20万円未満のもの)										18,690		
目 計										18,690		
医務費(予定価格が20万 円未満のもの)										180,980		
目 計										180,980		
労政総務費	単県	農福連携実践モニ トル事業	(社福)鳥取県 厚生事業団	(H23.4.1) 13,893,000円	H23.4.1 ~ H24.3.31	(免除)	H24.3.31	概	H23.4.23外	10,419,750	地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号:特定のものでなければ事業の実施ができ ないため。	
目 計										10,419,750		
合計										32,510,129		

13 工事請負費調べ

該当なし

14 財産に関する調べ

(1)公有財産 該当なし

(2)金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成24年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購入額	使用額		
郵便切手及び郵便葉書	円 75,520	円 114,840	円 148,860	円 41,500	
収入印紙	0	0	0	0	
収入証紙	0	0	0	0	
タクシークーポン券	0	0	0	0	
鉄道プリペイドカード	0	0	0	0	
合 計	75,520	114,840	148,860	41,500	

イ タクシーチケットの受払状況

(平成24年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本 年 度 中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
枚 83	枚 0	枚 10 円 54,590	枚 73

(3)債 権

(平成24年3月31日現在)

債権の名称	前年度末		本 年 度 中				本年度末		備 考
	金 額	件数	増		減		金 額	件数	
			金 額	件数	金 額	件数			
生活保護費返還金	円 3,673,014	13	円 810,593	7	円 622,260	3	円 3,861,347	17	
生活保護費徴収金	6,813,886	14	999,783	3	931,105	5	6,882,564	12	
母子福祉資金貸付金	152,040,899	382	19,940,000	17	18,160,828	25	153,820,071	374	
寡婦福祉資金貸付金	10,385,845	22	3,386,000	2	1,050,842	0	12,721,003	24	
高等技能訓練促進費過支給返納金	131,500	2	0	0	131,500	2	0	0	
合 計	173,045,144	433	25,136,376	29	20,896,535	35	177,284,985	427	

15 財産の貸付及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

該当なし

(2) 物品

(平成24年3月31日現在)

品名	数量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先		使用場所	貸付目的	備考
				単価	本年度の貸付料	住氏	所名			
赤ちゃん(沐浴)人形	5体		H23.9.12~ H23.9.16	月額・年額 0	0	東伯郡琴浦町大字八橋705 琴浦町立八橋小学校 校長 山本 英明	八橋小学校教室	健康教育参観日における学習		
妊娠シミュレーター	1セット		H23.9.12~ H23.9.16	月額・年額 0	0	東伯郡琴浦町大字八橋705 琴浦町立八橋小学校 校長 山本 英明	八橋小学校教室	健康教育参観日における学習		
カミカミセンサー	大2 小2		H23.9.16~ H23.9.26	月額・年額 0	0	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町役場 子育て支援課 課長 須崎 厚子	ハワイアロハホール	子育てフェスタ(9/19)で使用		
スモーカーライザー	1体		H23.9.16~ H23.9.20	月額・年額 0	0	倉吉市小田458 倉吉市保健センター 所長 茂嶋 延康	上瀬小学校	上瀬地区運動会での健康づくり推進員コーナーで実施。禁煙のきっかけづくり		
妊娠シミュレーター	3セット		H23.9.27~ H23.9.29	月額・年額 0	0	倉吉市下中町801 鳥取県立倉吉東高等学校 校長 牧 尚志	倉吉東高等学校教室	1年入校教育LHR		
妊娠シミュレーター	3セット		H23.10.13~ H23.10.20	月額・年額 0	0	倉吉市福庭854 鳥取短期大学 学長 山田 修平	鳥取短期大学 A館 A-403教室	幼児教育保育学科の授業で妊娠体験を実施		
スモーカーライザー	1体		H23.10.21~ H23.11.15	月額・年額 0	0	倉吉市小田458 倉吉市保健センター 所長 茂嶋 延康	市内各地区公民館等	地区文化祭等健康相談		
妊娠シミュレーター	3セット		H23.11.15~ H23.11.18	月額・年額 0	0	東伯郡湯梨浜町はついで535 湯梨浜町立羽合小学校 校長 浜瀬 二三雄	羽合小学校	5年生 総合的な学習の時間「いのち」		
妊娠シミュレーター	3体		H24.2.24~ H24.2.27	月額・年額 0	0	倉吉市小田458 倉吉市保健センター 所長 茂嶋 延康	倉吉市保健センター	えっくくクラブ(倉吉市両親教室)		
赤ちゃん(沐浴)人形	5体		H24.3.5~ H24.3.7	月額・年額 0	0	東伯郡琴浦町下伊勢504-1 浦安小学校長 齋尾 宏伸	琴浦町立浦安小学校	「おへそのひみつ」の学習で体験学習		
妊娠シミュレーター	1セット		H24.3.5~ H24.3.7	月額・年額 0	0	東伯郡琴浦町下伊勢504-1 浦安小学校長 齋尾 宏伸	琴浦町立浦安小学校	「おへそのひみつ」の学習で体験学習		
スモーカーライザー	1体		H24.3.23~ H24.3.26	月額・年額 0	0	倉吉市小田458 倉吉市保健センター 所長 茂嶋 延康	倉吉交流プラザ	卒煙教室		

16 借受不動産明細調べ 該当なし

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1)職員住宅 該当なし

(2)職員駐車場 該当なし

18 自動車(二輪を除く)の管理状況調べ

(平成24年3月31日現在)

車種	年式	登録番号	取得年月日	総走行 キロ数	本年度			備考
					稼働 日数	(1か月平均) 走行キロ数	修理費等	
患者輸送車	H22	鳥取800 さ5456	H22.3.25	1,652 km	26 日	(93.6) km	29,652 円	車検費用等
合計		1台					29,652	

19 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

20 備品の処分状況調べ

(平成24年3月31日現在)

品名 (規格・銘柄)	数量	(保管換年月日) 取得年月日	耐用 年数	取得価格	不用決定 年月日	不用と する理由	処 分			備考	
							売払 棄却 の別	売払方法・ 棄却理由	処分 年月日		売払額・ 処分費用
OA本体スタンド	1	H9.11.19	8年	45,150円	H23.7.1	執務室 整理に よる	棄却	備品シス テムへ登 録したが 引き取り がなかつ たため	H24.3.26	0円	
レーザープリンター	1	H14.1.28	5年	80,325円	H23.8.26	基盤部 分故障 による 使用不 可	棄却	使用不可	H24.3.26	0円	
合計	2			125,475円						0円	

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ 該当なし

2.2 介護保険・介護サービス事業の状況

(1) 介護サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(平成24年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未未処 理件数	当年度 指 定 申 請	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未処理 件 数	年 度 末 指 定 件 数				
						H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
①訪問介護(ホームヘルプサービス)		4	4(4)	1		27	29	27	28	31
②訪問入浴介護			( )	1		7	6	6	4	3
③訪問看護		1	1(1)			7	6	6	6	7
④訪問リハビリテーション			( )			1	1	1	1	1
⑤居宅療養管理指導			( )							
⑥通所介護(デイサービス)		4	4(4)	3		32	38	40	44	45
⑦通所リハビリテーション(デイケア)			( )			5	5	4	4	4
⑧短期入所生活介護(ショートステイ)			( )			8	8	8	8	8
⑨短期入所療養介護(ショートステイ)			( )							
⑩特定施設入居者生活介護			( )			1	2	2	2	2
⑪福祉用具貸与事業			( )			11	9	9	8	8
⑫特定福祉用具販売			( )			6	7	8	7	7
⑬居宅介護支援事業		5	5(5)			37	36	36	37	42
計(介護給付)		14	14(14)	5		142	147	147	149	158
⑭介護予防訪問介護		4	4(4)	1		25	27	27	28	31
⑮介護予防訪問入浴介護			( )	1		3	3	3	2	1
⑯介護予防訪問看護		1	1(1)			6	6	6	6	7
⑰介護予防訪問リハビリテーション			( )			1	1	1	1	1
⑱介護予防居宅療養管理指導			( )							
⑲介護予防通所介護		4	4(4)	3		33	39	41	45	46
⑳介護予防通所リハビリテーション			( )			4	4	3	3	3
㉑介護予防短期入所生活介護		1	1(1)	1		8	8	8	8	8
㉒介護予防短期入所療養介護			( )							
㉓介護予防特定施設入居者生活介護			( )			1	2	2	2	2
㉔介護予防福祉用具貸与			( )			8	8	8	7	7
㉕特定介護予防福祉用具販売			( )			6	7	8	7	7
計(予防給付)		10	10(10)	6		95	105	107	109	113
【居宅サービス】										
小 計		24	24(24)	11		237	252	254	258	271
26介護老人福祉施設			( )			6	6	6	6	6
27介護老人保健施設			( )			8	8	9	9	9
28介護療養型医療施設			( )			2	2	1	1	1
【施設サービス(介護給付)】										
小 計			( )			16	16	16	16	16
合 計		24	24(24)	11		253	268	270	274	287

注 (1) 介護保険法のみなし規定によるのみなし事業所は除く。

(2) 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 介護保険・介護サービス提供事業者に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

- ①新規開設事業所（平成22年度新規事業所のうち前年度未実施及び平成23年度新規事業所） 13件  
(うち7件は③と重複)
- ②営利法人の開設する事業所に対する書面監査（平成20年度から平成24年度の5年間で実施） 1件
- ③非営利法人開設事業所の実地指導（更新期限内の6年間で実地指導を行う） 49件  
(うち7件は①と重複)
- ④その他(昨年度指摘事項が多い、市町からの情報提供、内部告発等) 13件

\* 当年度重点指導事項

- ①基準に沿った介護報酬の算定・請求の実施（特に平成21年度の報酬改定について）
- ②人員基準の遵守について
- ③介護計画等の説明、同意、交付について
- ④虐待や身体拘束の防止のための取組状況について
- ⑤利用者の安全確保のための非常災害対策の確認について
- ⑥会計処理（事業ごとの会計区分等）について

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	指導		改善指導事項 件数	主な指導事項の概要
	施設数	施設数		
実地指導	68	44	78	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問、通所介護計画等の作成・変更、説明、交付を適正に行うこと（13件）</li> <li>・従業者の配置、職種を明確にすること（11件）</li> <li>・勤務の記録を適正に行うこと（13件）</li> <li>・サービス提供の記録を確実にすること（8件）</li> <li>・事業ごとに収支を区分すること（7件）</li> <li>・居宅介護支援事業者との連携を適切に行うこと（2件）</li> </ul>
集団指導	80	—	—	（居宅介護支援事業者、（予防）通所介護事業者に対する法令遵守の意義等についての講義形式での指導）
書面検査による監査	—	—	—	（指定基準についてのチェックシート記載、点検結果の提出）
実地検査による監査	5	5	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬請求を適切に行うこと（3件）</li> <li>基準上必要とされる職種の員数を適正に配置すること（2件）</li> <li>モニタリングを適正に実施し記録すること（1件）</li> </ul>

注 指導施設数等は、サービス単位で数えている。

2.3 障害福祉サービス事業の状況

(1) 障害福祉サービス事業者の指定等の状況

(単位：件)

(平成24年3月31日現在)

サービスの種類	前年度 未処理 件数	当年度 指 定 申 請	現地調査 (申請内数)	当年度 廃止等	未 処 理 件数	年度末指定件数				
						H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
①居宅介護		2	2 ( 2 )			17	17	17	19	21
②重度訪問介護		2	2 ( 2 )			16	16	16	18	20
③同行援護		9	1 ( 1 )		1					8
④行動援護		1	( )			4	4	4	5	6
⑤療養介護			( )							
⑥生活介護		3	1 ( 1 )		1			1	1	3
⑦児童デイサービス		1	1 ( 1 )			3	3	3	3	4
⑧短期入所		6	( )	6	1	10	10	10	10	9
⑨重度障害者等包括支援			( )							
⑩共同生活介護			( )			5	6	6	6	6
⑪自立訓練（機能訓練）			( )							
⑫自立訓練（生活訓練）		1	( )							1
⑬就労移行支援		4	2 ( 2 )				1	1	1	5
⑭就労継続支援A型	1	2	3 ( 2 )							3
⑮就労継続支援B型		6	2 ( 2 )				3	7	8	14
⑯共同生活援助			( )			5	5	4	4	4
計（指定障害福祉サービス事業者）	1	37	14 ( 13 )	6	3	60	65	69	75	104
⑰障害者支援施設		7	( )		1	1	1	1	1	7
うち生活介護		7	( )		1	1	1	1	1	7
自立訓練（機能訓練）			( )							
自立訓練（生活訓練）			( )							
就労移行支援			( )							
⑱旧法施設支援				10		12	12	12	11	1
うち旧身体障害者更生施設										
旧身体障害者療護施設				2		2	2	2	2	0
旧身体障害者授産施設				2		2	2	2	2	0
旧知的障害者更生施設				2		2	2	2	2	0
旧知的障害者授産施設				4		6	6	6	5	1
旧知的障害者通勤寮										
計（指定障害者支援施設）		7		10	1	13	13	13	12	8
⑲相談支援				1		6	5	5	5	4
合 計	1	44	14 ( 13 )	17	4	79	83	87	92	116

注 廃止等とは、廃止、取消及び更新をしないための効力喪失をいい、休止を含めない。

(2) 障害福祉サービス提供事業者に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

- 3年に1回（障害者支援施設は2年に1回）実地指導を実施することを原則として、下記の基準で選定した。
  - ・過去2年実地指導を行っていない事業所
  - ・平成22年度に新規指定した事業所
  - ・平成23年度に新規指定した事業所の一部
  - ・平成22年度実地指導において文書指摘を受け、指摘事項が多い等で特に指導が必要と認められた事業所

\* 当年度重点指導事項

○人員配置

- ・各事業種別について法令等に定める基準に従い、人員が適切に配置されているか。

○利用者支援関係等

- ・個別支援計画が作成されているか。また、当該計画に基づき利用者に適切なサービスが提供されているか。
- ・サービス提供の記録と当該計画の保管が適切に行われているか。
- ・利用者に対する不当な身体拘束等を行っていないか。虐待防止への取組は適切か。
- ・苦情に対し、迅速かつ適切に対応しているか。

○自立支援給付費関係

- ・請求手続が適切に行われているか。
- ・契約手続が適切に行われ、市町に報告されているか。

○安全、保健・衛生管理

- ・防災対策が適切になされているか。  
(非常災害に対する具体的計画の策定状況、当該計画等に基づく訓練の実施状況等を重点的に確認する。)
- ・利用者等に対する医学管理は適切になされているか。
- ・感染症防止等衛生管理は適切になされているか。

○管理運営、会計経理

- ・管理運営に関する諸規程が整備されているか。規程は適正に運用されているか。
- ・会計処理は適切になされているか。(主に就労支援事業会計に関して)

(単位：施設、件)

(平成24年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な指導事項の概要
		施設数	件数	
実地指導	29	21	66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理受領した介護給付費等の金額の通知漏れ（4件）</li> <li>・変更届の提出漏れ（3件）</li> <li>・重要事項説明書の内容不備（9件）、掲示漏れ（1件）</li> <li>・利用契約締結後の市町村への報告漏れ（3件）</li> <li>・個別支援計画の交付手続等の不備（2件）</li> <li>・会計区分の不備（介護保険法と障害者自立支援法の区分）（2件）</li> <li>・報酬関係の不備（7件）</li> <li>＊訪問支援特別加算の算定要件非該当、サービス職員欠如減算の未算定、欠席時対応加算に係る記録内容の不備、日中サービスを利用した日における短期入所報酬の算定誤り等</li> </ul>
集団指導	92	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年2月6日（月）倉吉体育文化会館で開催。</li> <li>・104サービス事業所（43実事業所）中、92サービス事業所（36実事業所）が出席。欠席の12サービス事業所（7実事業所）には当日資料を送付。</li> <li>・内容（1）平成22、23年度実地指導指摘事項 （2）障害者自立支援法の改正に伴う事業者の業務管理体制の整備 （3）津波等を含む非常災害対策（県庁危機管理局説明）</li> </ul>
監査	0	—	—	

注 指導施設数等は、サービス単位で数えている。



2.4 福祉等の相談状況

(1) 福祉と保健に関する相談状況

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	相談取扱件数	相談形態			相談内容				平成23年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	精神障がい	知的障がい	身体障がい	その他	
H19年度									
H20年度									
H21年度									
H22年度	10	4	4	2	1	6	0	3	
H23年度									

注 相談内容は、主なもの（上位3項目）について記載している。

(2) 心と女性に関する相談状況（心と女性の相談室対応分を含む。）

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	相談取扱件数	相談形態			相談内容				平成23年度の主な処理状況
		来所	訪問	電話	病気・精神衛生	DV	ひきこもり	その他	
H19年度	514	116	156	242	288	99	34	93	・相談受理後、助言・指導・カウンセリング等を実施 ・必要に応じて関係機関と連携を図った。 (21年度～22年度心と女性の相談室はDV・女性相談・ひきこもりのみ相談を担当)
H20年度	471	202	128	141	238	119	73	41	
H21年度	427	229	23	175	96	111	134	86	
H22年度	522	251	35	236	128	88	189	117	
H23年度	674	278	106	290	310	106	120	138	

注 (1) 相談取扱件数は、延べ件数を記載している。

(2) 相談内容は、主なもの（上位3項目）について記載している。

2.5 障がい者福祉の状況

(1) 身体障がい者福祉の状況

ア 身体障害者手帳交付状況

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
H19年度	614	669	58	3,392	1,371	6,104
H20年度	610	655	60	3,423	1,436	6,184
H21年度	595	667	64	3,461	1,520	6,307
H22年度	591	667	67	3,572	1,639	6,536
H23年度	488	525	64	3,165	1,490	5,732

イ 特別障害者手当等認定請求処理状況

(単位：人、件) (平成24年3月31日現在)

手当区分	前年度未受給者数(人) A	本年度中(人)											差引現在受給者数 A+B-C +D-E +F-G (人)	支給額(円)
		前年度未処理件数	受付件数	内訳			喪失件数	停止解除	停止中		その他			
				認定件数	却下件数	未処理件数			停止開始	喪失	転入	転出		
		B	C	D	E	F	G							
特別障害者手当	90	2	16	17	1	0	10	1	0	0	0	43	55	17,877,220
障害児福祉手当	26	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	12	15	2,695,590
経過的福祉手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	116	2	17	18	1	0	11	1	0	0	1	55	70	20,572,810

(2) 知的障がい者福祉の状況

ア 療育手帳交付状況 (単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	A (重 度)		B (中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
H19年度	44	312	69	407	832
H20年度	49	317	62	428	856
H21年度	50	318	68	449	885
H22年度	48	321	77	480	926
H23年度	51	330	91	503	975

イ 当年度の療育手帳交付等内訳

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区 分	前年度末 現 在	年度中の移動内訳			年度中の変更		当年度末 現 在	
		新規交付	転 入	転出・返還	18歳に 達した場合	障害程度		
A (重 度)	18歳未満	48	2	0	0	△5	6	51
	18歳以上	321	1	6	4	5	1	330
B (中・軽度)	18歳未満	77	28	0	2	△6	△6	91
	18歳以上	480	11	12	5	6	△1	503
計	926	42	18	11	0	0	975	

(3) 精神障がい者福祉の状況

ア 精神障がい者の状況 (単位：件、人)

区 分	通 報 届 出 件 数	入院患者数		自立支援医療 (精神通院) 受給者証 所持者数	手 帳 所 持 者 数	(平成24年3月31日現在)
		措置 入院	医療 保護 入院			
H19年度	11	4	100	1,589	696	
H20年度	7	3	109	1,777	743	
H21年度	6	2	113	1,936	801	
H22年度	8	2	155	2,087	866	
H23年度	14	4	117	2,222	932	

イ 精神保健福祉相談事業の状況 (単位：人、事業所)

(平成24年3月31日現在)

区 分	面接相談		電話相談		訪問指導		社会適応訓練状況		
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	委 託 事業所数	利用 者 数	
								実人員	延人員
H19年度	30	65	71	144	24	113	1	1	1
H20年度	40	120	36	89	30	102	2	2	2
H21年度	31	46	46	120	27	108	1	1	1
H22年度	39	69	69	183	28	69	0	0	0
H23年度	21	59	68	151	25	74	0	0	0

26 児童福祉の状況

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・届出保育施設等）」「同（児童福祉行政・児童入所施設・母子生活支援施設・児童館）」に基づき、下記の頻度で実地監査等を実施した。

【実地指導】

- ① 公立保育所……3年に1回
  - ② 私立保育所（公設民営を含む）……2年に1回
  - ③ 児童館……2年に1回
  - ④ 児童福祉行政の実施機関（市町）……毎年1回 の割合で指導監査を実施する。
- ただし、平成22年度実施指導で重大な指摘をした施設又は指摘数の多い施設に対しては、実施する。

【書面監査】

実地指導を実施しない施設に対して実施する。

\* 当年度重点指導事項

- 児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認
  - ・ 保育所保育指針を踏まえた保育の実施＜保育所のみ＞  
（保育課程の編成、指導計画の作成、自己評価、保育所児童保育要録の作成、職員研修）
  - ・ 施設の保健衛生及び危険防止への配慮（新型インフルエンザ対応、安全管理マニュアル等の作成）
  - ・ 災害等非常時に備えた対応（避難訓練計画の作成、避難訓練の実施の徹底 等）
  - ・ 面積要件を含む設備及び職員配置の状況
  - ・ 私的契約児童の入所状況、定員を超えた入所の有無
- 児童福祉施設における財務管理状況の確認＜私立保育所、私立児童館のみ＞
  - ・ 運営費の使途、本部会計への貸付状況 ・ 経理規程に即した会計処理
  - ・ 保育所運営費の弾力的運用の有無と要件の充足
- 各種通知等により遵守が求められている事項の確認
  - ・ 乳幼児・児童等の権利擁護と施設内虐待の未然防止、虐待が発生した場合の通報体制
  - ・ 給食業務に関する援助及び指導

（単位：施設、件）（平成24年3月31日現在）

区分	保育所					児童館					市町指導の有無	主な指導事項
	施設数	実施件数 実地	指導件数 書面	施設数	指導件数	施設数	実施件数 実地	指導件数 書面	施設数	指導件数		
倉吉市	24 (13)	13 (9)	11 (4)	21 (13)	113 (82)	10 (3)	4 (2)	6 (1)	9 (2)	20 (4)	○	・ 大区分の勘定科目相互間の予算流用を行っているため、適切な時期に補正予算を編成すること。（保育所＝9件） ・ 建物・設備の一部に対策の必要な箇所があるため、早急に対策を講じること。（保育所＝4件） ・ 定員の見直し等に積極的に取り組むこと。（保育所＝2件） ・ 苦情解決の仕組みを管理運営規程に記載するとともに、第三者委員を選任すること。（児童館＝7件）
三朝町	4 (1)	—	4 (1)	3	5	—	—	—	—	—	○	・ 早朝・夕刻時間帯に、保育士の有資格者を2名以上配置すること。（保育所＝3件）
湯梨浜町	9 (2)	1 (1)	8 (1)	6 (2)	14 (8)	2	—	2	2	4	○	・ 使用水の点検を毎日行うこと。（保育所＝2件） ・ 早朝・夕刻時間帯に、保育士の有資格者を2名以上配置すること。（保育所＝2件） ・ 苦情解決に係る第三者委員を選任すること。（児童館＝2件）
琴浦町	10 (2)	—	10 (2)	4 (2)	4 (2)	2	—	2	2	4	○	・ 早朝・夕刻時間帯に、保育士の有資格者を2名以上配置すること。（保育所＝2件） ・ 苦情解決に係る受付担当者と解決責任者を別の者とするとともに、第三者委員については、当該施設の関係者ではなく、民生委員・児童委員、主任児童委員等公正、中立的な立場にある者から選任すること。（児童館＝2件）
北栄町	7 (1)	1	6 (1)	6 (1)	11 (2)	2	2	—	2	2	○	・ 早朝・夕刻時間帯に、保育士の有資格者を2名以上配置すること。（保育所＝4件） ・ 苦情解決の仕組みづくりを行うこと。（児童館＝2件）
計	54 (19)	15 (10)	39 (9)	40 (18)	147 (94)	16 (3)	6 (2)	10 (1)	15 (2)	34 (4)	5	

注（ ）は私立保育所・私立児童館で内数。

## (2) 母子世帯の施設入所状況

(単位：世帯、人) (平成24年3月31日現在)

施設の種類	施設名	前年度末現在	本年度中		本年度末現在	備考
			入所	退所		
母子生活支援施設	倉明園	5 (14)	0 (0)	3 (8)	2 (6)	H24. 3. 31で1世帯(4人)が退所
	ブルーインター	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	
	つくし	2 (6)	0 (0)	1 (4)	1 (2)	
	高松ハイツ	1 (3)	0 (0)	1 (3)	0 (0)	
	嶺南荘	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	H24. 4. 1～ 1世帯(2人)が琴浦町福祉事務所へ移管
小規模分園型母子生活支援施設	倉明園	1 (3)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	H24. 4. 1～ 1世帯(3人)が琴浦町福祉事務所へ移管
	計	11 (30)	0 (0)	5 (15)	6 (15)	H24. 4. 1現在 3世帯(6人)

注 ( ) 内の数値は人数。

27 母子及び寡婦福祉業務の状況

(1) 母子自立支援員活動状況

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

相談指導事項	生活			児童			生活			生活			支援			その他			合計										
	住	医	住宅	養育	教育	非行	就職	その他	小計	母子福祉資金	貸付	償還	寡婦福祉資金	貸付	償還	公的年金	児童扶養手当	生活保護		税	その他	小計	たばこ販売	店設置	母子世帯向公営住宅	母子福祉施設の利用	母子生活支援施設	小計	
件数	2	5	0	0	2	5	0	11	8	26	37	17	1	0	0	0	1	1	3	5	65	0	0	0	1	1	2	135	
勤務日数	17日/月			74日			関係機関連絡延件数			29件			会議出席回数			21回													

(2) 母子自立支援プログラム策定員活動状況 (単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	就業相談			研修		求人開拓							情報収集			その他									
	就 労	職 場 の 概 み	そ の 他 (アフター訪問等)	計	職場体験研修	研修受講者	研修登録企業	建設業	製造業	情報通信	御売・小売業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	その他	計	ハローワーク	求人広告	その他	計	関係機関連絡	検討会等	会議・研修	計		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務日数	17日/月			訪問延数	0日							就労相談延人員	0人		就労延人員	0人									

※母子自立支援員が、母子自立支援プログラム策定員を兼務。

(3) 母子福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円) 貸付状況 (平成24年3月31日現在)

区分	貸付申込		新規分		貸付状況		継続分		貸付実行		償還 不承認 人数					
	(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)							
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額						
事業開始資金																
事業継続資金																
修学資金	5	6,267,000	5	6,267,000	4	1,686,000	24	13,584,000	28	15,270,000						
高校	2	2,130,000	2	2,130,000	2	690,000	7	1,644,000	9	2,334,000						
短大・専修(専門)	2	2,352,000	2	2,352,000	2	996,000	7	4,956,000	9	5,952,000						
大学	1	1,785,000	1	1,785,000			10	6,984,000	10	6,984,000						
専修(一般)																
技能習得資金																
修業資金	1	300,000	1	300,000	1	300,000			1	300,000						
就職支度資金																
医療介護資金																
生活資金	1	195,000	1	195,000	1	195,000			1	195,000						
住宅資金	1	1,500,000	1	1,500,000	1	1,500,000			1	1,500,000						
転宅資金																
就学支度資金	14	3,580,000	14	3,580,000	10	2,675,000			10	2,675,000						
高校	4	616,000	4	616,000	3	338,000			3	338,000						
短大・専修(専門)	9	2,594,000	9	2,594,000	6	1,967,000			6	1,967,000						
大学	1	370,000	1	370,000	1	370,000			1	370,000						
結婚資金																
合計	22	11,842,000	22	11,842,000	17	6,356,000	24	13,584,000	41	19,940,000						
区分	前年度未償還期未 到来分 (A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定等の内訳		収入済額 (D)		不納欠損額 (E)		本年度未 収入未済額 (C-D-E-F)		本年度未償還 期未到来分 (A+B-G(前年度分のみ))		回収率 (D/C)%	
					調定額 (C)		収入済額 (D)		不納欠損額 (E)		償還免除額 (F)					
	過年度分				6,965,515		1,322,041		0		0		5,643,474		18.98	
	現年度分				18,160,828		15,422,323		0		0		2,738,505		84.92	
	小計		152,040,899		19,940,000		25,126,343		16,744,364		0		8,381,979		66.64	
過年度分						119,753		15,303		0		104,450		12.78		
現年度分						11,263		9,255		0		2,008		82.17		
小計		152,040,899		19,940,000		131,016		24,558		0		106,458		18.74		
合計		152,040,899		19,940,000		25,257,359		16,768,922		0		8,488,437		66.39		
その他																

注 遅約金(延滞金)は含まれない。

(4) 寡婦福祉資金に関する貸付・償還等の状況

(単位：円)

(平成24年3月31日現在)

区分	新 規 分				続 続 分				貸付実行 合計 金額 (C+D)	貸付 不承認 人数 A-B	本年度未償還 期未到来分 (A+B-C(即年成分のみ))	本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)	償還免除額 (F)	不納欠損額 (E)	回収率 (D/C)%			
	貸付申込		貸付決定		当年度貸付		当年度貸付											
	人数	金額 (A)	人数	金額 (B)	人数	金額 (C)	人数	金額 (D)										
事業開始資金																		
事業継続資金	1	1,420,000	1	1,420,000	1	1,420,000			1	1,420,000		88,010			19.26			
修学資金																		
高校																		
短大・専修(専門)																		
大学																		
専修(一般)																		
技能習得資金																		
修業資金	1	946,000	1	946,000	1	430,000			1	430,000		204,427			80.55			
就職支度資金																		
医療介護資金																		
生活資金																		
住宅資金																		
転宅資金																		
就学支度資金																		
高校																		
短大・専修(専門)																		
大学																		
結婚資金																		
合 計	2	2,366,000	2	2,366,000	2	1,850,000	2	1,536,000	4	3,386,000		292,437			74.79			
区分	前年度未償還期未 到来分(A)		本年度貸付額 (B)		本年度の調定等の内訳		収入済額 (D)		不納欠損額 (E)		本年度末 収入未済額 (C-D-E-F)		償還免除額 (F)		本年度末償還 期未到来分 (A+B-C(即年成分のみ))		回収率 (D/C)%	
					調定額 (C)													
					109,010		21,000		0		88,010		0				19.26	
					1,050,842		846,415		0		204,427		0				80.55	
	小 計		10,385,845		3,386,000		867,415		0		292,437		0		12,721,003		74.79	
					0		0		0		0		0				—	
元金	過年度分				17,120		17,120		0		0		0		100.00			
	現年度分				17,120		17,120		0		0		0		100.00			
	小 計		10,385,845		3,386,000		884,535		0		292,437		0		12,721,003		75.15	
利子	過年度分				1,176,972		1,176,972		0		0		0		100.00			
	現年度分				1,176,972		1,176,972		0		0		0		100.00			
	小 計		10,385,845		3,386,000		884,535		0		292,437		0		12,721,003		75.15	
合 計	10,385,845		3,386,000		1,176,972		884,535		0		292,437		0		12,721,003		75.15	
そ の 他																		

注 違約金(延滞金)は含まれない。



28 生活保護業務

(1) 保護申請等の状況 (単位：件、人) (平成24年3月31日現在)

区分	月平均前年度 保護世帯 ケース数	申請 受理	却下 取下げ	申請等の処理		年度 未処理 案件
				開始 人員	廃止 人員	
H19年度	210	53	10	42	38	4
H20年度	227	76	15	62	37	3
H21年度	252	70	10	59	36	4
H22年度	279	71	12	63	42	0
H23年度	148	31	5	25	24	1

・当事務所現業員 (3) 人

(2) 保護の状況 (単位：円、人) (平成24年3月31日現在)

区分	被保護 世帯数	被保護 人員	保護 率	保護 費	扶 助 の 内 訳						そ の 他				
					生活扶助 金額	生活扶助 人員	住宅扶助 金額	住宅扶助 人員	教育扶助 金額	教育扶助 人員	医療扶助 金額	医療扶助 人員	介護扶助 金額	介護扶助 人員	金額
H19年度	210	270	4.5%	184,204,460	2,794	21,666,764	1,259	690,644	75	1,951,432	2,707	93,800	633	56,386,274	352
H20年度	227	296	5.0%	196,573,056	3,030	24,314,985	1,360	978,412	94	2,310,049	2,686	171,360	640	52,187,449	330
H21年度	252	350	5.9%	222,490,849	3,692	30,986,237	1,954	1,480,065	139	3,310,279	2,983	130,910	655	48,997,262	319
H22年度	278	409	7.0%	258,047,281	4,370	39,540,134	2,481	2,783,952	246	3,749,321	3,827	181,675	702	50,519,534	312
H23年度	148	209	8.1%	129,429,974	2,209	21,123,337	1,401	1,760,994	135	1,922,414	1,932	311,856	474	23,165,409	144

注 (1) 「被保護世帯数」、「被保護人員」及び「保護率」は、平成23年4月から平成24年3月までの1か月の平均値を記載している。

(2) 「保護率」は、平成23年10月1日現在の管内推計人口に対する千分比を記載している。

(3) 「その他」の欄は、出産、生業、葬祭扶助及び施設事務費を記載している。

## 29 社会福祉法人等に対する指導監査の状況

### (1) 障がい児福祉施設に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

原則としてすべての施設について、年1回以上実施する。ただし、前年度監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる施設については、実地と書面による監査を隔年で交互に行うことができる。

平成23年度は、対象となる2施設とも書面監査を行った。(平成22年度は2施設とも実地監査)

\* 指導監査実施体制

書面監査のみ

\* 当年度重点指導監査事項

・障がい児福祉施設における最低基準等の順守状況の確認

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
障がい児福祉施設	2 (すべて書面監査)	0	0	

### (2) 精神障害者社会復帰施設に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

原則としてすべての施設について、年1回以上実施する。ただし、前年度監査の結果、適正な運営がおおむね確保されていると認められる施設については、実地と書面による監査を隔年で交互に行うことができる。

平成23年度は、対象となる3施設とも実地監査を行った。(平成22年度は3施設とも書面監査)

\* 指導監査実施体制

当局障がい者支援課(知的障害者福祉司、保健師等)、福祉企画課職員4名程度により実施した。

\* 当年度重点指導監査事項

① 施設運営全般の状況

- ・事故発生時の連絡体制及び措置の状況
- ・苦情に対する対応の状況

② 非常災害の対策の状況

- ・非常災害に対処する消火、通報、避難等の訓練の定期的実施の状況

③ 援助の提供の方針及び援助の提供に関する計画作成の状況

- ・援助の提供に関する計画の設定の状況
- ・利用者の心身の状況等に応じた援助の提供に関する計画の見直しの実施状況
- ・援助の提供に関する計画の利用者及びその家族に対する周知徹底の状況

④ 会計処理に関する事項

- ・予算の作成、執行の状況
- ・収支計算書、貸借対照表の状況
- ・物品等契約事務の状況

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
精神障害者社会復帰施設	3	3	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他の援助の提供に関する重要事項を掲示すること。(1件)</li> <li>・入所先が「援護寮」から「福祉ホームB」に変更された利用者についても、当該利用者の個別支援計画の見直しを行うこと。(1件)</li> </ul>

(3) 市町社会福祉協議会に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「平成23年度社会福祉法人指導監査実施方針」に基づき2年に1回の実施とし、平成21年度未実施の4市町社会福祉協議会について実施した。

\* 指導監査実施体制

「平成23年度社会福祉法人指導監査実施方針」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。

\* 当年度重点指導監査事項

- ① 理事会の開催状況（理事・理事会の適正な運営の確保の状況）
- ② 評議員会の開催状況（評議員会の役割と審議の状況）
- ③ 監事監査の実施状況（監事監査における業務執行状況）
- ④ 公益通報者保護及びコンプライアンス（法令遵守）の体制整備の状況
- ⑤ 会計事務処理の適正化の状況
- ⑥ 法人本部と施設間における資金異動の状況
- ⑦ 法人運営の透明性の確保のための情報公開の推進等

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
市町社会福祉協議会	4	3	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会における出席者の確保が不適切。(3件)</li> <li>・公印の保守管理について、決裁規程と整合性がとれていない。</li> <li>・経理規定を遵守していない。</li> <li>・利用者負担金について、不適切な会計処理。</li> </ul>

(4) 老人福祉施設に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、下表のとおり対象施設を選定した。

区分	対象施設
特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険法上の指導・監査の結果、特に重大な運営上の問題点等が認められた施設</li> <li>②近年実地監査を実施していない施設</li> <li>③その他、実地監査の必要が認められた施設</li> </ul>
養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>①前年度書面監査を実施した施設</li> <li>②前年度実地監査を実施した施設のうち、不備等問題の多かった施設</li> <li>③その他、実地監査の必要が認められた施設</li> </ul>
	書面監査 上記の実地監査以外の施設
軽費老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>①前年度監査において、不備等問題の多かった施設</li> <li>②近年実地監査を実施していない施設</li> <li>③その他、実地監査の必要が認められた施設</li> </ul>
	書面監査 上記実地監査以外の施設

\* 指導監査実施体制

「鳥取県老人福祉施設指導監査実施要綱」に基づき、当局の職員2名以上により実施した。

\* 当年度重点指導監査事項

- ① 入所者処遇の充実（処遇計画・記録、食事提供、衛生管理、健康管理の状況）
- ② 施設の運営管理体制の確立（人員配置、会計管理の状況）
- ③ 災害時の警戒避難体制の整備状況

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
老人福祉施設	13 (特養2) (養護2) (軽費9)	7 (特養2) (養護1) (軽費4)	21 (特養5) (養護1) (軽費15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経理処理が不適切。(特養4件、軽費：6件)</li> <li>・感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること(軽費：2件)</li> <li>・事故発生防止のための検討委員会を定期的に開催すること(軽費：2件)</li> <li>・重要事項説明書が未整備。(軽費：1件)</li> </ul>

(5) 母子生活支援施設に対する指導監査の状況

\* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・児童入所施設・母子生活支援施設・児童館）」に基づき、年1回の実地監査を実施した。

\* 指導監査実施体制

当局福祉支援課、福祉企画課職員3名程度により実施した。

\* 当年度重点指導監査事項

- ① 母子生活支援施設における最低基準等の順守状況の確認
- ② 母子生活支援施設における財務管理状況の確認

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
母子生活支援施設	2	2	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一法人が運営する他施設の施設整備に係る借入金償還金を法人本部に繰入れている。法人本部ではなく、当該施設経理区分に直接繰り入れること。(1件)</li> <li>・給与規程について、法令等の文言と一致していない部分が散見される。所要の見直しを行うこと。(1件)</li> <li>・施設内保育所で乳児を保育する際に、乳幼児突然死症候群の防止を意識していない。経過観察のためのうつぶせ寝チェック表を使用すること。(1件)</li> <li>・年2回義務づけられている児童の健康診断を実施していない。学校・保育所等で実施された健康診断の結果を保存するにより、児童の健康状況を把握すること。(1件)</li> <li>・入所者の処遇検討会が定期的開催されていない。定期的開催すること。(1件)</li> <li>・投書で受けた苦情の原本を廃棄し、パソコン内で内容をデータ保存している。苦情の原本を保存すること。(1件)</li> <li>・入所者に対して、生活費に相当する額を、施設が貸付けている。貸付けのルールを明確にすること。また、当該貸付金の未返済額を決算上「立替金」として整理している。施設会計上の貸付金の位置付けを明確にすること。</li> <li>・大区分の勘定科目相互の流用を行っている。適切な時期に補正予算を編成する等、法人の経理規程を遵守すること。(1件)</li> </ul>

(6) 届出保育施設に対する指導監査の状況

平成23年度より、子育て支援総室から各総合事務所に事務移管されたもの。

\* 対象施設の選定方針

「児童福祉行政指導監査実施要綱（児童福祉行政・保育所・届出保育施設等）」に基づき、年1回の実地監査を実施した。

\* 指導監査実施体制

当局職員2名以上(うち1名は原則として係長級以上の者)、保育指導員の同行あり。

\* 当年度重点指導監査事項

- ① 児童福祉施設における最低基準等の遵守状況の確認
  - ・施設の保健衛生及び危険防止への配慮  
(新型インフルエンザ対応、安全管理マニュアル等の作成)
  - ・災害等非常時に備えた対応  
(避難訓練計画の作成、避難訓練の実施の徹底、夜間における避難誘導の確保の確認 等)
  - ・面積要件を含む設備及び職員配置の状況
- ② 各種通知等により遵守が求められている事項の確認
  - ・児童等の権利擁護と施設内虐待の未然防止、虐待が発生した場合の通報体制
  - ・給食業務に関する援助及び指導

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	指導施設数	改善指導事項		主な改善指導事項の概要
		施設数	件数	
届出保育施設	5	5	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設のサービスを利用しようとするものが見やすい場所に掲示すべき事を掲示すること。(1件)</li> <li>・サービス利用者に対する契約内容を記載した書面に記載すべき事項を追加すること。(1件)</li> </ul>

### 30 健康に関する事業の実施状況

#### (1) 健康づくり文化創造事業

生涯を通じた健康づくりの指標である「健康づくり文化創造プラン」の推進を図り、生活習慣病を予防するため、各種事業を実施した。

##### ○健康（衛生）教育事業

<事業の概要>

県民への普及啓発事業を実施した。

<実施状況>

区 分	回 数	参加者数
母子保健関係	0	0
成人・老人関係	35	277
栄養・健康増進関係	21	1,645
歯科保健関係	12	412
その他	6	140
地区組織活動（再掲）	0	0
合 計	74	2,474

##### ○キャンペーン事業

<事業の概要>

地域住民に対する普及啓発事業の一環として、関係機関との協働のもと下記のキャンペーン事業を実施した。

<実施状況>

事業名	内 容
世界禁煙デー関連イベント	日時：平成23年5月29日（日） 場所：倉吉ショッピングセンター パープルタウン 内容：禁煙支援 呼気中一酸化炭素濃度測定、肺年齢測定、 禁煙相談及び指導 普及啓発 禁煙ソング、パネル展示、DVD放映、 管内小中学校から募集した標語、ポスター展示等

<課 題>

- ・健康（衛生）教育については、市町単位での実施が困難である「職域」を対象に、重点的に取り組む必要がある。
- ・キャンペーン事業については、単独実施ではなく関係団体等との連携のもと、効果的な事業となるよう工夫し、引き続き実施する。

##### ○糖尿病予防事業

<事業の概要>

「医療機関と市町の連携による栄養指導システム」の活用により、生活習慣病に起因する糖尿病を予防し、また重症化を予防するために、地域・医療が連携し、食生活の改善等の取組を行った。

平成23年度指導件数：5件（延べ6件）

<課題>

- ・糖尿病の重症化予防のために、療養中の方（参考：特定保健指導の対象外）が栄養指導を受けやすい体制とするため現行の制度について検討する必要がある。

##### ○健康づくり応援施設（団）支援事業

<事業の概要>

運動・食事・禁煙について、県民の健康づくりを応援する施設又は店舗・団体を「健康づくり応援施設（団）」として認定し、その取組の情報発信を通して県民の関心を喚起することにより、県民が地域において健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行った。

<新規認定状況：件数>

区分	禁煙	食事	運動	合計
応援施設	136	11	4	151

<課題>

- ・禁煙区分において、認定の進んでいない市町での公的施設や公民館・集会所、社会福祉施設、医療機関（一般診療所、歯科診療所）の働きかけを重点的に取り組む必要がある。
- ・不特定多数が利用する飲食店等への認定推進を図るため、実態調査を行い、経営者に情報提供にう等の工夫をした働きかけを行う必要がある。

(2) 女性の健康づくり支援事業

○女性健康支援センター運営事業

<事業の概要>

生涯を通じて女性の健康の保持を図ることを目的に、思春期から更年期までの女性を対象に保健師等による相談事業を実施している。

<実績>

一般相談（電話・面接）

相談内容	相談件数
思春期	0
不妊	213
更年期	0
その他	9
合計	222

<課題>

- ・女性の健康支援相談について「望まない妊娠に関する相談窓口カード」（平成24年4月子育て応援課作成、配布）により相談窓口の周知を継続していく必要がある。

(3) 母子保健事業

- 乳幼児すこやか発達相談指導事業（発達クリニック） → 平成22年度で事業廃止  
（平成23年度から市町実施）

(4) 思春期保健事業

<事業の概要>

性感染症の増加、十代の人工妊娠中絶など、若者の自尊感情が低いことに起因していると考えられる各種の問題行動を解決するために、関係機関と連携し、自尊感情を高めるための取組を行った。

<実施状況>

項目	内容
思春期の性にかかる健康問題ワーキング	①日 時：平成23年7月22日（金） 場 所：中部総合事務所 出席者：ワーキングメンバー（産科・婦人科、養護教諭、市町等）13名 内 容：事業報告、各機関の活動紹介、意見交換 ②日 時：平成24年2月28日（火） 場 所：中部総合事務所 出席者：小・中・高養護教諭、市町、ワーキングメンバー 22名 内 容：【研修会】 思春期ピアカウンセリング活動の活動紹介および実演 若年層へのメール相談対応について
中部管内の思春期に関する相談窓口カードの作成配布	6,000部を管内高校の全生徒に配布

(5) 母子医療給付状況 (単位：件)

区 分	申請件数 (継続：再掲)
養育医療	19 (0)
自立支援医療 (育成医療)	30 (12)

(6) 不妊治療費助成金交付事業 (単位：件)

申請件数	交付決定件数
特定 : 133件	133件
人工授精 : 11件	11件

(7) 食育推進普及事業

○食育実践セミナー事業

<事業の概要>

子どもの食育活動をより一層推進するため、食育月間に保育所等での実践活動の充実を図ることを目的にセミナーを開催した。(食育月間：毎年6月)

<実施状況>

日時・場所・参加者数	内 容
平成23年6月24日(金) 午後1時30分から4時まで 鳥取県立倉吉未来中心 セミナールーム3 参加者数：食育実践者82名	○行政説明「食のみやこととり～食育プラン～推進事業について」 講師：福祉保健局 健康支援課 栄養士 鹿田直子 ○講演「人と地域の未来につながる食育」 講師：福井県小浜市企画部食のまちづくり課 政策専門員(食育) 課長補佐 中田典子 氏 ○事例発表 ・「子どもの育ちを支える食育～保育士と調理員が一体となって」 倉吉市立小鴨保育園 調理員 石田雅美 氏 ・「地域の食文化を子どもたちへ」 ひなどりグループ代表 金居瑛子 氏 ○意見交換

○幼児のクッキング活動指導者育成事業研修会事業

<事業の概要>

「幼児のクッキング活動指導の手引き(素案)」(平成23年度鳥取県作成)をより実践的なものとするための意見収集と幼児のクッキング活動への指導者の理解を深めることを目的としたセミナーを開催。

<実施状況>

日時・場所・参加者数	内 容
平成24年3月2日(金) 午後1時30分から5時まで 鳥取県立倉吉未来中心 セミナールーム3 参加者数：保育士、調理員、 幼稚園教諭、市町栄養士、 食生活改善推進員 55名	○行政説明「体験型食育活動の推進について」 講師：福祉保健局 健康支援課 栄養士 鹿田直子 ○講演「子どもの発達と食育—5～6歳児の発達過程から食を考える—」 講師：鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課 保育・幼児教育担当 保育専門員 石上令子 ○演習「クッキング活動指導の手引きを活用して～野菜を切ってみよう～」 ○グループワーク・発表

(8) 歯科保健事業

①健口食育プロジェクト事業

歯科保健の観点から、各ライフステージに応じた支援や研修会を開催し、食育へのアプローチを行った。

(ア) 健口キッズ支援コース

○モデル園での実践

幼児の口腔機能を育むため、モデル園を選定し、園での年中児を対象とした「お口を使った遊び」を10月から2月の5か月間実施した。

モデル園数	対象園児数
7園	93名

○モデル園での実践の前に中部地区保育士等を対象に、口腔機能向上への意識付けをするため研修会を開催した。

日時・場所・参加者数	内容
平成23年10月18日(火) 午後1時30分から3時まで 中部総合事務所205会議室 参加者数：25名	○講演「小児期の口腔機能の発達について」 講師：中部歯科医師会所属 近千佐子氏 ○実技指導「お口を使った遊びについて」 講師：福祉保健局 健康支援課 歯科衛生士 角田亜紀子

<課題>

保育士、保護者とも子どもの口腔機能に関する意識の変化が認められた。さらに遊びの実施回数が多い園ほど口腔機能向上に効果があったため、遊びを継続的に日常生活に取り入れて行くことが必要である。

(イ) 健口的メタボ予防コース

不規則な食生活や運動不足が生活習慣病の要因となっていることから、健全な生活習慣の定着を図ることを目的に研修会を開催した。

日時・場所・参加者数	内容
平成23年9月21日(水) 午後3時30分から4時10分まで 倉吉未来中心 セミナールーム 参加者数：27名	○講演「歯科からみた生活習慣病の予防」 講師：中部歯科医師会所属 國竹洋輔氏

(ウ) 食べ方ヒヤリ・ハット防止コース

高齢期では口腔機能の低下による誤嚥性肺炎や、食べ物による窒息事故などが問題となっていることから、介護施設職員等を対象に口腔機能の維持・向上を支援する研修会を開催した。

日時・場所・参加者数	内容
平成23年12月8日(水) 午後1時30分から3時まで 中部歯科医師会中部口腔衛生センター 参加者数：34名	○講演「高齢者における口腔機能向上と口腔ケアの重要性について」 講師：中部歯科医師会所属 谷口晶英氏

②8020運動推進事業

(ア) 中部地域歯科保健推進協議会開催状況(2回/年)

【第1回】

	内容
日時	平成23年7月19日(月) 午後1時30分から3時
場所	中部総合事務所 301会議室
内容	<<報告事項>> (1) 平成22年度1歳6か月時、3歳児歯科健康診査結果報告 (2) 鳥取県健康づくり文化創造プラン歯科保健分野の中間報告について <<意見交換>> (1) 平成23年度歯科保健事業について (2) 平成22年度各種むし歯罹患率からみる中部圏域の傾向と課題



【第2回】

内 容	
日 時	平成24年2月13日（月） 午後2時00分から3時30分
場 所	中部総合事務所 入札室
内 容	<<報告事項>> (1) 平成23年度中部管内各種歯科健康診査結果について (2) 平成23年度歯科保健事業実施状況について (3) 平成24年度鳥取県歯科保健事業（案）について <<意見交換>> 成人期の歯周病予防を推進するための課題と対策について <<その他>> 歯科口腔保健の推進に関する法律の施行について 中部地域歯科保健推進協議会委員の任期について

(イ) 中部地域歯科保健関係者研修会（1回/年）

テーマ：むし歯予防におけるフッ化物の応用について

日時・場所・参加者数	内 容
平成23年10月31日（月） 午後1時30分から3時30分 まで 中部総合事務所205会議室 参加者数：22名	○講演「むし歯予防～フッ化物の応用を考える～」 講師：中部歯科医師会所属 林 秀昭 氏 ○事例報告「フッ化物洗口を実施して～保育所から中学校までの取り組み～」 講師：日野町健康福祉センター 保健師 渡邊江理 氏

<課 題>

むし歯予防のためには、幼児期から小中学校まで継続して洗口を行う事が重要であり今後、教育現場での実施について理解と啓発をしていく必要がある。

(ウ) 中部圏域におけるよい歯のコンクール

中部地区市町から推薦のあったよい歯の親子を審査・表彰し、8020運動の普及啓発を図った。

日 時	平成23年6月8日（水） 午後1時30分から3時10分
場 所	中部口腔衛生センター
平成22年度3歳児歯科 健診受診者数	907人
うちむし歯のない児の数	775人（85.4%）
管内市町推薦組数	計6組（倉吉市4組、三朝町1組、湯梨浜町1組）
コンクール参加組数	計5組（母子の部1組、父子の部4組）
最優秀組	父子の部最優秀組：倉吉市1組

※父子の部最優秀組1組を県審査へ推薦し、優秀賞を受賞。

（23年度の県審査最優秀賞は該当無し。）

(9) がん対策推進事業

①鳥取県がん検診推進パートナー企業募集事業（H23.11から開始）

がん死亡率を減少させるため従業員等へのがん検診受診や啓発への協力が得られる事業所を認定した。

<実施状況>

認定企業数：19か所 認定企業従業員合計数：1533人

訪問企業数：54か所（認定企業19か所を含む）

②鳥取県禁煙治療費助成事業（H23.8から開始）

禁煙を希望する方で禁煙治療が保険適用にならないプリンクマン指数が200未満の方を対象に保険適用相当額を助成する。

<実施状況>

申請件数：3件 助成件数：3件

③出張がん予防教室 (H23.12 から開始)

がんに対する正しい知識を持ち、がんを予防しがん検診の習慣を子どもの頃から身につけるため学校や企業を対象として、講師派遣や資料提供し、がん予防教室を実施していただく。

<実施状況>

学校 (小学校) からの申請件数 : 1 件 対象者数 : 19 人

3.1 医療施設等の検査等の状況

(1) 医療関係施設の立入検査の状況

\* 対象施設の選定方針

病院 : 原則 1 回 / 1 年。ただし、前年度文書指摘事項のない病院は省略可とする。

診療所 : 無床 1 回 / 5 年、有床 1 回 / 2 ~ 3 年。自己点検表を検査対象医療機関に配布、回収し、記載内容等を基に優先順位をつけて立入検査を実施する。

\* 検査実施体制

病院 : 保健所長 (福祉保健局副局長)、その他 6 名程度の職員が部門ごと (診療、管理、薬剤、給食、放射線、看護) に検査する。

診療所 : 医薬担当を中心とし、必要に応じ専門職員の応援のもと検査する。

\* 当年度重点検査事項

病院 : 院内感染対策

診療所 : 安全管理体制の確保、院内感染対策

(単位 : 施設、件) (平成 24 年 3 月 31 日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	不備事項件数等		不備事項等の概要			主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					処分	告発	指導	
病院	11	9	1	1	0	0	1	【病院】 (1 件)
一般診療所	92	10	4	8	0	0	8	・職員健康診断の未実施。
歯科診療所	42	6	1	4	0	0	4	【診療所】
衛生検査所	1	0	0	0	0	0	0	・安全管理体制の不備 (各種指針等の未作成、職員研修の未実施)
その他	59	0	0	0	0	0	0	
合計	205	25	6	13	0	0	13	・変更届の未提出

※対象施設数は、平成 23 年 4 月 1 日現在の数字

(2) 薬事監視の状況

\* 対象施設の選定方針

平成23年度薬事関係等事業計画に基づき監視業務を実施した。

監視目標率は、薬局及び卸売販売業は5割、店舗販売業及び薬種販売業は3割、管理医療機器販売等は1割、毒物劇物一般販売業及び農業用品目販売業は3割などとなっている。

\* 検査実施体制

基本的には医薬担当にて対応。毒物劇物については年に1回、各総合事務所福祉保健局・生活環境局、県庁くらしの安心推進課・医療指導課と合同で監視を行った。

\* 当年度重点検査事項

登録販売者試験の受験申請者があった薬局ならびに店舗販売業について重点的に立入検査を行った。

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	対象施設数	検査施設数	違反等の件数等		違反事項等の概要			主な不備事項等の概要
			施設数	件数	処分等件数			
					処分	告発	始末書	
医薬品	薬局	53	52					
	製造業							
	専門薬局	6	7					
	製造業							
	専門薬局	6	7					
	一般販売業							
	卸売販売業	10	8					
	店舗販売業	19	6					
	薬種商販売業	6	4					
	特例販売業	2	1					
	配置販売業	2						
配置従事者								
業務上取扱施設		41						
医薬部外品	製造業							
	製造販売業							
	販売業		54					
	業務上取扱施設							
化粧品	製造業							
	製造販売業							
	販売業		54					
	業務上取扱施設							
医療機器	製造業							
	製造販売業							
	高度医療機器販売等	37	25					
	管理医療機器販売等	223	48					
	修理業	1						
業務上取扱施設		37						
毒物劇物	製造業							
	一般販売業	67	55					
	農業用品目販売業	24	15					
	特定品目販売業							
業務上取扱者		18						
合計	456	432						

※検査施設数は延べ件数

3.2 感染症等に関する業務の状況

(1) 結核予防の状況

ア 結核登録者の状況

(単位：人) (平成24年3月31日現在)

区分	本年度中登録				本年度中登録除外						年度末登録数
	新規	再登録	転入	計	観察不要	死亡	転症	転出	その他	計	
H19年度	16	0	1	17	19	4	12	4	0	39	35
H20年度	17 (2)	1 (0)	0 (0)	18 (2)	15 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (0)	33 (2)
H21年度	14 (2)	0 (0)	0 (0)	14 (2)	12 (0)	5 (0)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	21 (1)	26 (3)
H22年度	21 (1)	1 (0)	0 (0)	22 (1)	6 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	10 (1)	38 (3)
H23年度	10 (3)	1 (0)	2 (0)	13 (3)	9 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	16 (1)	35 (5)

注 ( ) 内には、LTBI (「潜在性結核感染症」と診断され結核医療の対象とされた者) を再掲している。

イ 結核患者接触者健康診断、結核登録者精密検査実施状況 (単位：人) (平成24年3月31日現在)

区分	実施機関名	受診人員	ツベルクリン反応	胸部X線撮影者数	赤沈検査者数	かくたん検査者数		クオアティティロン検査者数	被発見者数	
						とまつ	培養		結核(確定例)	潜在性結核感染症
接触者健診	保健所	29						29		4
	委託	42		41				1		
	その他	1		1						
	計	72		42				30		4
・対象人数：81人 ・受診率：88.9%										
結核登録者精密検査	保健所									
	委託	31		31		1	1			
	その他	13		13						
	計	44		44		1	1			
・対象人数：47人 ・受診率：93.6%										
計	保健所	29						29		4
	委託	73		72		1	1	1		
	その他	14		14						
	計	116		86		1	1	30		4
・対象人数：128人 ・受診率：90.6%										

(2) 感染症の発生等の状況 (結核を除く)

(単位：件、人) (平成24年3月31日現在)

区分	届出件数(疑含む)	他保健所等からの調査依頼件数	疫学調査件数				患者数	集団発生件数	備考
			調査件数	調査人数	検査件数	発見患者数			
三類 腸管出血性大腸菌	2	2	4	13	12	2	2	(—)	
四類 レジオネラ症	1	1	2	1	1	1	2	(—)	
四類 日本紅斑熱	1	0	1	1	1	0	0	(—)	
五類 麻疹	2	0	2	2	2	0	0	(—)	
五類 風疹	1	0	1	1	1	0	0	(—)	
五類 破傷風	1	0	1	1	1	1	1	(—)	
計	8	3	11	19	18	4	5	(—)	

## (3) エイズ及び性感染症の相談・検査の状況

(単位：人) (平成24年3月31日現在)

区分	エイズ			梅毒			クラミジア感染症			合計		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
相談 電話	7	1	8	2	0	2	2	0	2	11	1	12
来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(迅速検査再掲)	(34)	(27)	(61)									
検査	42	32	74	22	16	38	23	16	39	87	64	151

## 3.3 原爆被爆者健康手帳交付者及び手当受給者の状況

(単位：人) (平成24年3月31日現在)

区分	健康手帳 交付者数	手当受給者数				
		医療特別 手当	特別手当	健康管理 手当	保健手当	介護手当
H19年度	76	1	1	67	3	2
H20年度	71	1	1	65	3	1
H21年度	69	1	1	62	3	1
H22年度	63	1	1	56	3	0
H23年度	60	1	1	54	2	0

## 3.4 難病患者の状況

(単位：人) (平成24年3月31日現在)

区分	特定疾患 認定者数	鳥取県特定 疾患訪問看 護治療研究 事業対象患 者(※1)	小児慢性 特定疾患 認定者数	難病患者 医療相談 者数 (※2)
H19年度	630	2	63	25
H20年度	623	2	61	26
H21年度	648	2	60	23
H22年度	691	2	67	34
H23年度	735	2	73	35

注 (※1) 鳥取県特定疾患(在宅人工呼吸器使用患者)訪問看護治療研究事業の対象患者を記載(再掲)している。

(※2) 相談会等への参加者数を記載している。

3.5 身体障害者更生相談所に係る定期相談等の実施状況

(単位：回数、人) (平成24年3月31日現在)

区分	定期相談			巡回相談		
	計画回数	実施回数	相談者数	計画回数	実施回数	相談者数
整形外科	24	24	111	0	0	0
耳鼻科	12	12	35	0	0	0
眼科	3	0	0	0	0	0
内科	0	0	0	0	0	0
H19年度	39	35	153	0	2	2
H20年度	39	35	151	0	0	10
H21年度	39	34	133	0	4	5
H22年度	39	36	172	0	10	10
H23年度	39	36	146	0	10	10

3.6 身体障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(1) 内容別相談状況

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計
来所	165	154				3	2	324
巡回	0	10				1	2	13
電話	0	23				9	2	34
合計	165	187	0	0	0	13	6	371

(2) 判定状況

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	医学的判定				心理判定	職能判定	その他の判定	計
	更生医療	補装具	身体障害者手帳	その他				
来所	165	146					1	312
巡回	0	0					0	0
合計	165	146	0	0	0	0	1	312

37 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	軽度	中度	重度	最重度	発達障がい	その他	合計
H19年度	62	29	21	16	0	7	135
H20年度	62	26	37	8	0	3	136
H21年度	44	35	12	18	0	2	111
H22年度	60	22	16	10	0	58	166
H23年度	69	19	13	16	0	1	118

38 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(1) 内容別相談状況

(単位：施設、件) (平成24年3月31日現在)

区分	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
来所	1	0	0	0	15	0	60	18	94
巡回	0	0	0	0	3	0	22	0	25
電話	6	0	0	0	45	0	1	0	52
合計	7	0	0	0	63	0	83	18	171

(2) 判定状況

(単位：件) (平成24年3月31日現在)

区分	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	その他の判定	計
来所	10	64	0	0	74
巡回	0	23	0	0	23
合計	10	87	0	0	97

### 39 意見、要望等

#### (1) 業務に関する意見・要望等

##### ①業務の効率化に関する意見等

各種表彰について、本庁から各総合事務所に依頼があり、各総合事務所から圏域の市町に再度依頼文を起案して送付、とりまとめを行っている。

##### 【改善要望】

本庁で各市町村に依頼し、とりまとめを各総合事務所に依頼していただければ、事務の効率化となるのでぜひお願いしたい。

②県庁の基幹業務である財務会計システムの見直しが行われるように聞いているが、利用者の視点も十分考慮の上、改善を図るようお願いしたい。

#### (2) 監査委員事務局に対する要望等

とくになし。